

第 2 章

ハンガリー中小企業政策・体制の現状

第2章 ハンガリー中小企業政策・体制の現状

2.1 ハンガリー産業政策の概要

1998年7月6日に発足した現オルバン（Victor ORBAN）政権は、同年8月には同政権の経済政策の基本方針である「Key Element of the Economic Policy of the Hungarian Government」を発表している。そこで述べられている方向性は、EU加盟に備えるための国内の産業構造改革と経済システムの構築である。これを土台として具体的な施策、制度・組織の見直しが行われてきている。1998年末には組織見直しの一環として、省庁改革も実施され、経済関係では従来の工業商業観光省（Ministry of Industry, Trade and Tourism）と労働省が廃止、それに代わって経済省（Ministry of Economic Affairs）が創設され、現在に至っている。

2000年9月、経済省は上記基本方針にのっとり、より詳細な産業政策の策定を行い、国会審議に諮っている。これはセーチェニ・プラン（Szechenyi Plan）と呼ばれるもので、2001年から2007年までのハンガリー長期産業政策と言える。ただし、予算措置を伴う産業開発計画としては当面2001年～2002年までの2年間計画として進められる予定である。今後、国会審議を通じて若干の修正が加えられる可能性もあるが、セーチェニ・プランの概要は次ぎの通りである。

2.1.1 Szechenyi Plan（国家産業開発計画）

ハンガリー国家開発計画、俗称セーチェニ・プラン（Szechenyi Plan）は2001年から2007年までの7ヶ年産業振興に関わる主要分野と開発プログラムを示したものである。国家開発計画ではあるが農業、教育分野などは含まれておらず、あくまでも経済省の管轄分野を中心としてまとめられた国家産業開発計画である。2000年3月に第一次草案が発表され、関係政府機関、大学・マスコミ、民間団体などからの意見、評価を受けた後、9月10日に最終案の骨子が経済大臣より発表されている。現在国会審議中であるが、計画の一部内容はすでに実施されている施策もあり、これらも取り込んだ形での産業開発計画となっている。

まず、同計画序文において、政府はハンガリーが既に市場経済国家の仲間入りを果たしたと位置付け、今後7年間の国家産業開発の目的を、「生活レベルの向上」、「首都圏と地方の経済格差縮小」と共に、「産業全体の国際競争力を高め、バランスの取れた

経済成長を成す事によって、EU 加盟に備える」ことをあげている^{*1}。セーチュニ・プランはハンガリー産業開発計画であると共に、長期開発投資計画とも言えるものである。すなわち、EU 加盟に備え、現在 EU から遅れをとり、経済成長を妨げる要因となっている分野を主な投資（振興）対象として、開発を進めることをその目的としている。

大別すれば二つの領域がその主対象として位置付けられている。一つ目はインフラ整備（高速道路建設を含む）など、長年にわたって投資が不足している分野、二つ目は市場経済移行への対応のため、あるいはハンガリー経済の二重構造^{*2}を改善するための鍵となる産業構造強化、および技術・情報革新分野である。同計画第一次草案によれば、政府は3年間で、4,340 億フォリント（HUF）以上の予算を本計画実施にあてる予定であったが、その後の見直しによって、2001 年の一年間だけでも約 3,000 億フォリントが割り当てられる見込みである。具体的には次の7分野でのプログラム実施を明記している。

セーチュニ・プランにおける産業投資（振興）分野

- (a) 高速道路建設
- (b) 研究・開発及び技術革新
- (c) 住宅事情改善
- (d) 観光開発
- (e) 企業育成
- (f) 地域経済振興
- (g) 情報技術を活用した開発の促進

この内、(b)、(e)、(f)、(g)の4分野が工業振興に直接的に関わってくる分野と言えよう。但し、中小企業振興と言う観点から見れば、その他の投資分野も中小企業の育成をプログラム実施過程において図っていく狙いがある。すなわち、セーチュニ・プラン全体が中小企業振興に焦点をおいた計画とも言える。以下、本調査に関連が深いと思われる前記4分野の概要と、その目的達成のために想定されているプログラムの構成項目を記す。なお、プログラム構成項目については今後、必要に応じて追加されることとなっている。

^{*1} ハンガリー政府は本計画期間中の2005年ごろまでにはEUの正式加盟国となることを予想している。

^{*2} ハンガリー経済の二重構造とは、外資の進出が進んだ1990年代後半において、輸出、あるいはR&D活動の大半が約50社の多国籍企業（MNC）によってなされ、全企業の大多数を占める中小・零細企業の比率は極めて低いと言う実態を指している。

(1) 研究、開発及び技術革新のためのプログラム

＜概要＞：このプログラムの目的は、大学・研究機関と産業界の情報の交流、知識の移転、相互協力の強化等を図るため、制度的枠組みの拡充と、研究・開発を担う人材の育成にある。さらにはこれらを充実させることにより、産業界全体として情報化への備えを推進する意向もある。なお、本プログラムは 2 次案策定段階において、IT (Information Technology) を今後の産業開発にさらに活用すべきとの意見が強かったことから、新たに設けた「(g)情報技術を活用した経済開発の促進」にプログラムの一部が移行されている。

＜プログラム構成要素＞：

- ・ 共同研究センターの設置
- ・ 地域ごとの技術革新ネットワークの構築
- ・ 一般技術の応用に対する支援
- ・ 企業における技術革新能力の強化支援
- ・ 研究・開発基盤の改善
- ・ 国家的研究開発への取り組み。等

(2) 企業育成

本プログラムは工業開発をテーマとし、「経済の二重構造の改善」と、「1990 年代開発モデル(低賃金を活かした外資誘致)からの脱皮」を主な狙いとしたものである。この分野はもともと第一次案では、「下請け振興プログラム」と、「中小企業振興プログラム」の二つに分けられていた。しかし、一次案への外部からのコメントとして、両者は一つのプログラムとして纏めるべきとの指摘も多く、その結果、第二次案では、これらは「企業育成」として 1 つに統合された。基本的に本プログラムは企業間ネットワーク（下請振興）プログラムと中小企業振興プログラムが中心であるが、第 2 次案ではさらにそれらに加え投資振興プログラムが加えられている。各々の要点は次の通りである。

1) 企業間ネットワーク（下請振興）プログラム

＜概要＞：国内工業は 1990 年代に入って外資系大企業の進出は進んでいるものの、国内の中小企業からの部品、資材調達はほとんど進んでいないのが現状である。この現状は単に国内部品産業の将来に関わる問題であるばかりでなく、今後の外

国からの投資受け入れ環境整備、あるいは国内産業構造の強化と言う点において致命的な問題となることが懸念される。この問題の改善を図ることがこのプログラムの目的である。具体的には現在、国内における 10%~20%の Subcontracting 比率を、向こう 3~4 年以内に 30%~40%に引き上げることを目標としている。プログラムは 2001 年~2002 年に実施されるものとして次の項目が挙げられている。

＜プログラム構成要素＞

- ・ 下請け企業情報ネットワークの改善
- ・ Sub-contracting Agency の設置
- ・ Subcontractors' Capital Fund の創設
- ・ 特定分野（クラスター）毎の下請け構造の強化（大・中・小企業間の連携促進）、等

2) 中小企業振興プログラム

＜概要＞：これまでハンガリー経済における中小企業振興の目的は雇用創出面の役割に期待するところが大きかったと言える。しかし、その役割も中小企業の数が増えるにつれ徐々に変化し、これからは企業としての競争力を向上させ、生産活動を拡大し、産業構造強化に貢献する役割が求められている。すなわち個々の中小企業がそれぞれの経営基盤の強化に努めるよう、直接的、間接的な支援策が準備されなければならないとしている。中小企業振興プログラムの構成要素としては次のような項目が挙げられている。

＜プログラム構成要素＞

- ・ 研究・市場開発活動への支援
- ・ 中小企業の経営環境の改善
- ・ 下請け企業間の協力体制支援
- ・ 情報システムの改善・強化
- ・ 企業間ネットワーク、業界育成
- ・ 起業家支援
- ・ 対中小企業への融資機会の拡大。等

3) 投資振興プログラム

＜概要＞：1990 年代前半の外資誘致は民営化の過程において促進されてきたと言える。その後 90 年代後半はグリーンフィールドへの外資誘致へと移り、現在に至っている。今後はさらに地方への投資促進（中央と地方の経済格差の矮小化）、あるいは新規技術や競争力の高い分野の投資を積極的に誘致していく方針である。

＜プログラム構成要素＞：

- ・投資促進サービスの向上（Client Service Office の設置や、手続きの簡素化）
- ・投資インセンティブの充実（大規模投資への金融支援、下請企業の育成、インフラ整備支援）。等

(3) 地域経済振興プログラム

＜概要＞：この問題の背景として首都圏と地方の経済格差の拡大がまずあげられる。現状のままではこの格差が更に広がっていくことが懸念される。このため地域、県レベルでの産業振興を、地域内企業の生産性向上、技術革新、情報ネットワークの促進などによって図られていかねばならない。プログラム構成要素としては次のようなものが挙げられている。

＜プログラム構成要素＞：

- ・工業団地と技術センターのネットワーク構築
- ・地域分業、産地の形成
- ・ビジネスゾーンの開発
- ・高速道路開発、
- ・地域主体の地域開発支援。等

(4) 情報技術と経済の結びつき促進

情報社会と言われる今日、ハンガリーは携帯電話の普及では短期間の内に EU レベルにまで達したが、経済活動におけるコンピュータの活用においては先進国の水準に遠く及ばない。このことは単にハード面での整備の遅れを意味するだけではなく、それらを使いこなす人材の育成も必要である。もともとハンガリー人は伝統的に高いレベルの数学教育、あるいは科学分野での適応能力をもっている。その特徴を生かし、e-economy の本格的な発展、そのための環境整備を進める。

2.2 中小企業政策と組織体制

2.2.1 中小企業の歴史的変遷と振興対象

国内中小企業の定量的、定性的分析については、第 1 章において既に行っている。ここではその分析を踏まえ、現在、ハンガリー政府が振興しようとしている下請け中小企業群と、それ以外の大多数を占める零細・中小企業群につき、その歴史的な生い立ちから明らかにし、振興施策、アプローチを検討する上での振興対象の特徴を確認しておく。

ハンガリーは 1968 年から社会主義体制の枠内で経済改革（New Economic Policy）を実施してきた。その意図するところは計画経済の枠組みの中に市場経済の要素（需要、供給、価格などを市場メカニズムにゆだねる）を取り込むことによって経済効率の向上を実現することであった。いわゆる緩やかな経済改革の始まりである。この政策はその後、市場経済と計画経済の組み合わせの矛盾によって引き起こされる問題（例えば、不確定要素が大きい市場経済下で投入物及び資本財の調達は一四半期ベースで行うことの非効率性など）が露呈したことから、一時的には従来の計画経済への回帰に傾き、コメコン諸国との関係再強化に向かっている。しかしこの動きも結果的には、中央による直接的・間接的介入を再び拡大し、大企業による独占及び寡占の傾向が強まって資源の分配が非効率に行われることにより、経済の発展を阻害するものとなった。

この間（1968 年～1988 年）の産業の主役は国営大企業であり、政府の産業振興対象も国営大企業が中心であった。しかし一方では、1968 年の New Economic Policy により、政府は消費財を中心に私（小規模）企業の設立を認めることとした。ハンガリー社会主義政権下での中小企業の誕生である。1980 年代末までこれら小企業（Small Enterprises）は、あくまで零細工業あるいは小売商としての事業活動が中心であった。当時、これらの活動は manufacturing license あるいは private trade license を取得することが義務付けられていたが、希望者は要件さえ満たせば誰でも取得する事が出来たとされる。その意味では社会主義体制を取りながらも、その中身は比較的緩やかなものであったことが窺える。しかし事業規模はあくまで個人、ないしは従業員として家族、親戚を雇用する家族経営レベルにとどまり、あくまで小規模・零細企業の域を出ていない。これらは私企業として公認されてはいるものの、企業規模が小さすぎ社会的制約も大きかったため自主的な発展をなすには至らなかった。

1980 年代後半になって経済の行き詰まり状況、自由化へのニーズが益々高まるにつれ、政府は 1988 年 5 月、経済構造全体の改革を指向した市場経済への移行路線をさらに進め、抜本的な改革に着手することとなった。1988 年の税制改革、価格改革、外資法改正、1989 年の新会社法（Company Act）の施行による私企業設立の自由化、会社転換法の施行など法制面での整備がなされ、1990 年に行われた戦後初の自由選挙によって誕生した新政権の下で、市場経済への移行をめざした本格的な経済改革が開始された。これによって、1968 年以降、緩やかな経済改革の流れの中で生まれた小企業（Small Enterprises）に加え、1980 年代末頃から新たに誕生した個人事業主（Solo Proprietorship）、および 1990 年代の国営大企業の分割によって出来た中小企業群（Small and Medium-sized Enterprises）など、従来に比べ多様性を持った中小企業が存在することとなった。

表 2.2-1 は 1989 年から 1999 年までの企業数の伸びを登録数ベース、企業形態別に示したものである。まず全体の企業数を見ると、90 年代の 10 年間で約 41 万社から 105 万社（約 2.6 倍）に増加していることがわかる。この間、企業形態としては Co-operative(事業組合)を除いて、いずれも大きな伸び率を示している。企業数としては個人事業主（Solo Proprietorship）が 1999 年ベースで全企業数の 63%を占め、1990 年と比較すると伸び率こそ 1.7 倍と全企業の伸び率を下回るが、登録件数としては最も多く、約 30 万社の Solo Proprietor が新たに出来ている。一方、有限会社や株式会社の伸び率は極めて高い。これらは海外からの投資に加え、旧国営大企業が分割・民営化された結果、新にスタートした企業群と言える。この中には中小企業が数多く含まれている。

**表 2.2-1 NUMBER OF REGISTERED ENTERPRISES BY LEGAL FORM
(1990-99)**

Period	LLC	CLS	Co-op	GP	LP	SP	Total *
1990	12,159	519	7,134	n.a.	n.a.	387,340	407,152
1991	41,206	1,072	7,232	n.a.	n.a.	510,459	559,969
1992	57,262	1,712	7,694	n.a.	n.a.	606,207	672,875
1993	72,897	2,375	8,175	2,492	67,301	688,843	842,083
1994	87,957	2,896	8,252	3,287	89,001	778,036	969,429
1995	102,697	3,186	8,321	3,685	102,560	791,496	1,011,945
1996	122,044	3,536	8,362	4,394	127,725	745,247	1,049,590
1997	143,109	3,929	8,330	4,509	140,043	659,690	998,264
1998	157,990	4,251	8,230	5,006	161,857	648,701	1,026,642
1999	160,647	4,350	8,191	5,217	170,762	660,139	1,049,410

LLC = limited liability company (有限責任会社), CLS = company limited by shares (株式会社),
Co-op = co-operative (事業組合), GP = general partnership (無限責任パートナーシップ 合名会社),
LP = limited partnership (有限責任パートナーシップ 合資会社), SP = sole proprietorship (個人事業主)
*: Since columns include other forms of enterprise also, line totals are not necessarily equivalent
to the figure under "Total".

Source: CSO Monthly Bulletins

この結果、現在国内に存する中小企業はその生い立ちから二つのグループに大別できる。

類型 A： 国営企業の分割、ないしは 1988 年以降の経済改革を機に規模を拡大した中小企業群（SMEs）。従業員数規模で 20 人以上がその大半をなす。経営者は旧国営企業管理職経験者が多く、製造業で言えば特定分野の技術、あるいは経営に関する知識も持ち合わせている。しかし、それらは旧体制下で培われたものであり、引き取った設備同様、そのままでは新たな市場ニーズに適応できないケースが多い。現在、ハンガリー政府が取り組んでいる下請け振興のサプライヤー育成の対象となる企業は、主にこのような中小企業群からなる。

類型 B： 1990 年以前にスタートした私企業、ないしは 1990 年以降の個人事業主、零細企業群（Solo Proprietorship or Micro enterprises）。それまでの業務経験とは関係なく、また事業経営経験のない人たちによる創業が主である。従業員を雇用する場合も、親族、知人の範囲にとどまり、従業員数規模としては 10 人以下が大半である。自立精神は旺盛であるが、業種を問わず市場の開拓と金融調達が最大の経営課題である。この類型に属する企業が現在、ハンガリー中小、零細企業の大半をなしている。

2.2.2 中小企業政策・制度の変遷

一方、ハンガリーの政策、制度において、中小企業を振興するための政策、制度的措置というものは 1990 年までは極めて少なかった。そのことは先述したハンガリーにおける中小企業の歴史的変遷に起因しており中小企業振興の必要性が無かったためでもある。1990 年代に入って、産業構造改革による失業者の受け皿として中小企業を振興する必要が生じ、その環境整備を行う目的での法規、制度などがいくつか用意されたが、これらは振興策と言える範疇のものではない。1990 年代前半になされた、主な中小企業関連の政策・制度、および機関の設置としては次のようなものがあげられる。この中では特に「Company Act」と「Solo Proprietorship Act」が、個人の事業開始を容易にし、法的保護を与えたと言う点において、その後の国内における中小企業創出に大きな意味与えるものであった。

- ・ 1989 年 「Company Act」の施行
- ・ 1990 年 「Solo Proprietorship Act」の施行

- ・ 1990 年 Institute for Small Business Development (ISBD)の設立
- ・ 1990 年 Hungarian Small Business Association (HSBA)の設立
- ・ 1990 年 Hungarian Foundation for Enterprise Promotion (MVA)の設立
- ・ 1994 年 「Government Decree 2040/1994. (V.3) on the Government Conception of the Development of Small and Medium-Sized Enterprises」の布告
- ・ 1995 年 Enterprise Development Council (EDC)の設置

ハンガリーは 1991 年に欧州協定（Europe Agreement）を締結している。これにより EU への加盟に向け一歩踏み出すとともに、東欧諸国の EU 加盟を支援する PHARE^{*3} プログラムの適用を受けている。EU のイニシアティブで設立された MVA (Hungarian Foundation for Enterprise Promotion) はハンガリー中小企業への金融プログラム管理ユニット（PMU）として認定され、そのプログラム実施機関である LEAs（Local Enterprise Agencies）と共にマイクロ・クレジットローン、経営コンサルティングサービスなど、具体的な中小企業振興策を 1994 年より実施している。おそらく中小企業振興策としてなされた最初の重要施策と位置づけられるであろう。ただし、MVA-LEAs のサービスの主体は従業員 10 人以下の零細企業であり、これが中小企業まで対象が広がったのは 1990 年代後半に入ってからなされた新たな施策や機関によってである。

一方、HSBA は 1994 年、政府の指示により中小企業振興策についての取り纏めを行っている。その際、参考としたものが EU での施策体系、経験である。このときの原案は具体化はしなかったが、その後 1995 年 12 月に設置された中小企業の政策協議の場である EDC において参考資料として扱われている。このように市場経済化以降、ハンガリーの中小企業振興策は 1990 年代を通じて、EU-PHARE 資金、あるいは EU メンバー国の事例を参考として進められた点に特徴がある。（EU の中小企業政策については 2.3.1 節参照）。

中小企業振興のための基本法制定、あるいは包括的な施策整備の動きは、その後も続けられたが、具体的な形となって表れたのは 1998 年末（現オルバン政権発足後）以後である。1990 年代後半に具体化された中小企業施策の特徴は対象が所謂、従業員数 10 人以上の中小企業、中でも中小工業に焦点があたられ始めた事にある。90 年代を通じ、国内

^{*3} Poland-Hungary Assistance for Restructuring Economy (PHARE)は、EU の東欧諸国経済開発支援プログラムとしてポーランド、ハンガリーを対象にはじめられたが、現在は EU 加盟を申請しているその他中東欧諸国にも適用されている。

産業が外資企業主導の加工・組み立て型構造へ加速することへの対応として、中小企業施策にも変化が見られる。中でも力を入れたのが、下請企業を中心とした国内中小企業の国際競争力の強化である。従来の EU 施策をそのままハンガリー国内にとり入れた受身の形から、より能動的な中小企業施策へと転換が図られたことになる。1997 年末より中小企業振興政策として発表された一連のガイドライン、法律等は下記の通りである。

- ・ 1997 年 Small Enterprise Department, Ministry of Industry, Trade and Tourism

現経済省の SME Promotion Department の前身である。中小企業の専任行政部署として初めて設置された。

- ・ 1998 年 「Hungarian Government's Strategy for Supporting Small and Medium-sized Enterprises（中小企業振興戦略）」の策定

2000 年に向けた政府の中小企業政策として次の 9 項目を戦略の柱としている。具体的施策まで述べているわけではないが、政府として中小企業が抱える問題点を集約し、開発の指針として打ち出している。2001 年 1 月より具体化されるセーチュニプランの中小企業振興分野はここに述べられた戦略がその基本となっている

- (1) 企業経営環境の改善
- (2) 金融機会の拡大
- (3) 中小企業のイノベーション能力の強化
- (4) ビジネス情報システムの開発
- (5) 起業文化の開発
- (6) EU 統合への準備
- (7) 制度システムの改善
- (8) 中小企業基本法の成文化
- (9) 中小企業支援プログラムのコーディネーション

- ・ 1998 年 「Subcontracting Program（下請け振興計画）」の策定

経済省によって策定された中小企業振興策のひとつである。国内の中小規模（部品）サプライヤーの育成、生産性向上、下請構造の促進を目的としている。Supplier Target Program と呼ばれ、1998 年の発表以来いくつかの段階を経て、プログラムとして継続している。また、セーチュニプランの一環として、今後更に発展される方向にある。本プログラムでは第一フェーズとして、MENTOR Supplier Strengthening

Program の名の下に、企業データベースの整備が行われている。データベース作成段階においては製造業のみならず、梱包、輸送、修理サービス業なども対象に含まれている。同時に、進出してきた外資系企業（MNC）を対象に経済省は国内における下請契約の促進を明記した「Subcontractors' Charter」への参加を求めている。これらは、国内において下請振興の意義、政府の狙いをアピールすることには成功したが、具体的な成果（下請契約数の増加）までにはつながっていない。これらをベースに経済省は Subcontracting Promotion Agency の設置など次の展開を図っていく予定である。この意味で Subcontracting Program は第二段階に入ったと言えよう。

- ・ 1999 年 「The Act on the Development of Small and Medium-sized Enterprises and the Support of Their Development (中小企業振興法)」の制定。
2000 年 1 月施行

ハンガリーにおける中小企業振興法は 1995 年に当時の Ministry of Industry and Trade が Enterprise Development Council (EDC) を設置して以来、同 Council で検討されてきている。原案は 1997 年 10 月に国会に提出されたが、途中で政権交代などもあり、国会議決、および法案成立は 1999 年 11 月になされている。同法は基本法的性格を有しており、全文 4 章 19 条からなる。中小企業の定義、予算措置、支援分野、支援形態のほか、EDC に代わる中小企業審議会として Enterprise Development Board (EDB) の設置を規定している。（詳細は 2.2.3 節参照）

1990 年代末になって、ハンガリーの中小企業施策は上記のような中小企業振興戦略や基本法の策定がなされ、これから具体的な実施に移されようとしている。現在のところ国内では、下請け振興が一步先んじている形であるが、セーチェニ・プランにおいて、具体的な中小企業振興プログラムが体系化されている。

2.2.3 中小企業関連法規と施策

2.2.3.1 中小企業の定義

ハンガリーにおける中小企業の定義は、2000 年 1 月 1 日より施行されている中小企業振興法（Act on the Small and Medium-sized Enterprises and Support for their Development）で明確に規定されている。同法においては EU の定義同様、企業規模を下記のように 4 項目（①従業員数、②年間売上高、③総資産額、④株主構成）で区分している。

中規模企業：

- a) 従業員数 51～250 人
- b) 年間売上額 40 億フォリント以下、ないしは総資産額 27 億フォリント以下
- c) 国、自治体、および大企業に株式ないしは経営権の 25%以上を保有されていない企業

小規模企業：

- a) 従業員数 11～50 人
- b) 年間売上額 7 億フォリント以下、ないしは総資産額 5 億フォリント以下
- c) 国、自治体、および大企業に株式ないしは経営権の 25%以上を保有されていない企業

零細企業：

- a) 従業員数 10 人以下
- b) 売上額、資本形態に関する規定は無い

ハンガリーにおいて中小企業の定義づけが法的になされたのは、**Government Resolution 2207/1997** が最初であるが、一般的には 1999 年末に成立した中小企業基本法での規定をもって、論じられている。それまでは様々な基準が各所で、便宜的に使われてきたにすぎない。しかし、1996 年の「**State of Small and Medium-size Business in Hungary, Annual Report**」によれば、既に 1995 年から中小企業を法的に区分する試みがなされている。議論の結果、当時の EU での定義をそのままハンガリーの中小企業に適用すれば現状にそぐわない面もあるため、独自の基準を提起している。^{*4} その基準は金額こそ異なるものの、ほぼ上記の枠組みに近いものであった。すなわち、単に EU 基準を適用したと言うよりも、ハンガリーなりに国内中小企業の実態を調べた上で決定されたことが窺える。最終的に決定された定義の数的指標も従業員数、株主構成は EU 基準と同等であるものの、年間売上高と総資産額は EU 定義基準の約 40%の水準に抑えられている。現在は、中央統計局も含め、上記定義が広く適用されている。

^{*4} 1995 年当時の EU 中小企業定義は現行のものより数値が大きかった。

なお、中小企業定義において、工業や商業、サービス業など業種別区分は規定されていない。また、他にあまり見られない点としては、中小企業振興法 17 条における企業の定義である。すなわち、同法で定める中小企業とは通常の会社形態のほかに、協同組合（co-operative）、協会（association）、公社（public benefit company）、その他特殊機関（specific legal entities）等を対象に含めるとしている。このため中小企業の統計上の数値もこれらを含んでいる場合が多い。

2.2.3.2 中小企業施策

(1) 中小企業振興法の基本理念

中小企業振興法の第 1 条において同法の目的を次のように明記している。

「本法は中小企業振興の対象を明らかにし、中小企業の競争力の向上、人材育成、不利な競争条件の是正等を図ると共に、EU メンバーとしてやっていくための基盤作りを行うことにある」。このように基本法として中小企業の定義、及び方針を定め、中小企業振興のための制度的枠組みを規定すると共に、EU 加盟を前提とした中小企業振興を行う事が強調されている。

中小企業振興法は全文 4 章 19 条からなる。本法は 2000 年 1 月より施行された。以下にその構成を示す（経済省作成の英文版より抜粋）。

Chapter I PREAMBLE

- The goal of the law
- The definition of small and medium-sized enterprises

Chapter II THE SUPPORT OF SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES

- Small and medium-sized enterprise fund
- Other forms of supports
- Evaluation of the use of supports

Chapter III CO-ORDINATION OF GOVERNMENT TASKS AND PARTICIPATION OF SMALL ENTERPRISES IN DECISION MAKING

- Government tasks
- Enterprise development board

Chapter IV CLOSING PROVISIONS

(2) 各種施策と現状

中小企業振興において対象とすべき分野、アプローチの内容などに関しては中小企業振興法第 6 条において（同法では予算措置が講じられる対象となる分野とされている）次のような分野を取り上げている。

- a) 創業に必要な条件整備
- b) 経営技術向上、EU 規制への習熟、企業家精神の涵養
- c) 中小企業の活動、経営向上に資する振興策
- d) 技術、市場、EU 規制等の情報提供
- e) 技術の開発、製品、サービスの向上による競争力の強化
- f) 下請け関係の構築、強化
- g) 金融へのアクセス拡大
- h) イノベーション能力の拡大
- i) 国内・外市場の開拓支援
- j) 共同購買、生産、販売の促進と共同化
- k) 共同研究、共同開発の促進
- l) 管理費用の削減
- m) EU プログラムへの参加確保

一方、経済省は昨年より、ハンガリー政府が実施している対中小企業振興施策の一覧（RESOURCE MAP – A Handbook of SME Promoting Schemes）を公表している。このリストは経済省の施策のみならず、教育省、農業・地域開発省など、7 省が行っている中小企業施策、および中小企業が利用できるインセンティブを網羅するものとなっている（対象は製造業のみならず全セクターの中小企業）。ガイドブックとしても出版されており、政府の中小企業施策の全容を知ることが出来る。ガイドブックの前文において経済省は 2000 年の中小企業振興の進め方（MEA's system of promotion schemes）について次の 6 項目に留意することを述べている。

- 1) 進出外資の経営資源を活用したサプライヤーネットワーク、中小企業、および観光産業開発
- 2) 国益に沿った資源の集中配分
- 3) 金融支援策の充実化

- 4) 地域と一体となった開発作業の推進
- 5) 簡素化、地方分権化、迅速性の推進
- 6) 行政手続き事項の減少化

表 2.2-2 は 7 省が本年 5 月の時点で予定している中小企業施策をタイトルのみ一覧にしたものである（RESOURCE MAP より）。ただし、プログラムによっては計画段階で実施までには至っていないものが多く、現時点で成果を評価することは出来ない。総体的に金融支援、新規創業（雇用）支援、事業環境整備における施策等が多い。

一方、表 2.2-3 は今回調査した中でプログラムとして、その実績が確認されたものを一覧にしたものである。先の中小企業施策一覧（経済省分）で明らかにされたものも一部あるが、ここでは MVA-LEAs が中心となっていて行っているもの、および業界団体が自主的に行っているものを中心に纏めた。この表でも金融支援、新規創業支援などに関わる指導事業が多いことがわかる。

このようにハンガリーの中小企業振興施策は 2000 年になって、ほぼ体系的に整備されたと言える。しかしながら、施策内容の策定や実施がここ数年内に行われたものが多く、各施策の評価ができる段階ではない。しかしながら、現時点でハンガリー中小企業施策の特徴的な点としては次のような点を指摘することが出来る。

- 1) EU 産業政策ガイドラインの影響が大きい。このため中小企業における特定分野（業種など）毎の振興策などは取り上げられていない。一方、奨励策では利子補給など金融支援策が多い。
- 2) 中小企業の中でも、どちらかと言えば従業員数 10 人以下の零細企業を対象とする施策が相対的に多い。
- 3) 中央計画体制からの経済システムの変更により、施策の立案も市場からの発想重視に移行しているが、組織体制や人々の意識がその展開に十分に伴っておらず、施策が浸透していない。

表2.2-2 LIST OF GOVERNMENT SME INSENTIVE SCHEME (1/4)

I. Subsidized Programs

Programs by the Ministry of Economic Affairs

- Interest subsidy for the promotion of SMEs
- Subsidy for the financial leasing of SMEs
- Fulfilling the counseling function of integratory subcontracting program
- Fulfilling the task of promoting SME`s working conditions
- Interest subsidy for the privatization of the practice of family doctors
- Subsidy for investments related to health tourism and accommodation development
- Application for economic development
- Application for commercial development
- Application for quality and environment management
- Assistance for the creation of jobs
- Assisting social organizations for consumer protection in 2000
- Assisting the foreign registration of Hungarian inventions
- Assisting education on tourism
- Assisting Tourist Information offices
- Assistance for the building of regional cycle paths
- Assistance for the development of industrial parks
- Hungarian Product Award
- National Quality Award
- Assistance to residential investment resulting in energy savings
- Extension of utilizing renewing energy sources
- Assistance to energy saving activities concerning traffic and transport
- Assisting activities for the creation of an energy saving attitude
- Micro credit program and the related SME Credit Program

Programs by the Ministry of Finance

- Interest-clearing system related to export credit
- Liquidation credit and interest subsidy scheme

Programs by the Ministry of Education

- Development of networks and technological cooperation with large companies
- Calls for applications in applied research and development
- Support for investment attached to high technology
- Support for participation in the thematic networks of the EU5 KTF (R+D) framework program
- Application by consortiums for the EU5 KTF (R+D) framework program
- Environmental technical development
- Support for initial innovational tasks for technology-intensive micro-companies
- Support for development of information and communication technology
- Support for the experimental development of computer networks by academic and research institutions
- Support for digital visual technology development
- Vocational training base

表2.2-2 LIST OF GOVERNMENT SME INSENTIVE SCHEME (2/4)

Programs by the Ministry of Social and Family Affairs

Support to encourage employment. General information

- Labor market services
- Support for participation in vocational training and further education
- Support for intensive employment search
- Support for the unemployed to become entrepreneurs
- Support for self-employment
- Takeover of fees attached to employment
- Support to boost employment rates (salary-support)
- Support for public benefit labor
- Support for the employment of young unemployed
- Support for employment programs
- Support for the employment of persons with altered labor potential (lower level of work skills)

Programs by the Ministry of Environment Protection

Environmental development. General information

- Protection against air-pollution
- Protection against noise and oscillation
- Surface-water protection
- Soil and under-surface water protection
- Decreasing the negative effects and quantity of waste
- Protection against risks imposed by hazardous waste
- Nature protection
- Development of technologies, methods and products that serve the protection of the environment
- Call for applications in mining-related landscape design

Programs by the Ministry of Agriculture and Regional Development

Regional development

- Target fund for regional development

Agriculture

- 2000 subsidies for agricultural aims
- Summary of subsidized agricultural programs

Agricultural subsidies

- Buy-up of certified goatmilk
- Buy-up of certified sheepmilk
- Quality-attached subsidy for cowmilk and borders of the trigger price
- Quality poultry production
- Intervention subsidies for the quality production of pork
- State buy-up of pigs on a guaranteed price
- State buy-up of cattle on a guaranteed price
- Conditions of participation in the state buy-up of cattle on a guaranteed price
- State guarantee attached to development credits for the cattle sector

表2.2-2 LIST OF GOVERNMENT SME INSENTIVE SCHEME (3/4)

• Export of corn within an export-support scheme • State buy-up of feed corn grown in 2000, through a guaranteed price • State buy-up of wheat grown in 2000, through a guaranteed price • State guarantee for credits attached to 2000 spring and autumn grain crop • Preferential treatment claimable if the expiration date of over-one-year-maturity agricultural loans is extended • Export support for agricultural and food products in a simplified application system Calls for application in agriculture • Support for animal breeding and organizational tasks relating to breeding • Support for forest creation, forest structure transformation and tree planting • Public benefit tasks in forestry • Support for mechanical development • Support for the transfer of know-how that helps boost business efficiency • Support for farm-intern training and foreign study trips • Participation in the ‘farmer’ credit program of agricultural producers • Participation in the agricultural development credit scheme • Support for young agricultural entrepreneurs • Participation in the agricultural ‘farmer’ credit program (applies to vegetable, fruit producers and sales businesses, cooperatives set up to buy, sell and process products) Programs by the Ministry of Youth and Sport • Support for sports business
II. Concessional Loan and Guarantee Projects
• Loan project refinanced by the European Committee Social Development Fund • Producer`s goods financing leasing project • EBB (European Investment Bank) investment credit • Agricultural transition program financed by EBRD • Egzisztencia Credit and installments-paying allowance (E-credit) • Credit for energy-saving building refurbishment and renovation • Credit for energy saving • Exchange loan refinanced by Eximbank with a duration of more than a year • Housing credit for sales purposes • Credit with a Japanese source for enterprises • Loan scheme for operating assets • Investment loan scheme for SMEs • Employer shareholding program • PHARE energy efficiency partner financing loan scheme • The START credit • Information on the English-Italian multi-financing • Undertaking credit guarantee by the Credit Guarantee Ltd. Co. • Credit guarantee launched by the Agricultural Enterprise Fund • Credit Institutions Participating in Loan Schemes

表2.2-2 LIST OF GOVERNMENT SME INSENTIVE SCHEME (4/4)

III. Organizations and Programs for Enterprise Promotion
• Entrepreneurial consulting program • Handling certificates for sole entrepreneurs through one-stop service • Program targeting subcontractors • The Hungarian Chamber of Commerce and Industry and the regional chambers • The Hungarian Chamber of Agriculture and the regional chambers • Hungarian Fund for Enterprise Promotion (MVA) • Local Enterpeneurial Centers • Hungarian Public Benefit Company for Enterprise Promotion • ITD-Hungary • Euro Info Centre • Local Agencies of the Ministry of Environment • Regional (including the capital) Agricultural Agencies • Regional HR Centers • Regional Regional-Development Councils • Regional development councils • Directory of product consultants • HPC • Hungarian Public Foundation for Employment Policy

Note: Data collected up to 19th May, 2000.

表 2.2-3 RESULTS OF MAJOR SME DEVELOPMENT PROGRAMES (1/3)

Projects/Programs	Implementing Agencies	Outline	Service Result
SME Microcredit Scheme	MVA & LEAs	The scheme has started since 1992, as one of PHARE programmes. The general objectives of the scheme are to promote micro enterprises (not exceed nine employees) through financial support and business counselling, considering at the same time their specific needs and requirements that commercial banks are currently unable to service. Loans may be used for the purchase of machines, equipment and other tangible assets.	
LEA Basic Services	LEAs	“Basic Services” consist of a customer service desk, information technology services, training and the incubator program. Customers service desk This service includes basic financial, legal, marketing and other information as well as advice on business operation and management. Information regarding funding schemes and training opportunities is likewise offered. Clients with special needs are referred to special consultants. Basic IT services SMEs are offered Internet connection, E-mail services and home page design. Access to databases and publications on CD-ROM also feature among IT services. Training and education Besides basic business management programmes aimed primarily at entrepreneurs starting their business, information is provided on the changing legal and economic environment and regulatory systems. Short technical seminars are also organised. Incubators The incubator programme provides more favorable conditions for micro and small enterprises at the early and most critical stage of their operation when they are particularly vulnerable to market impacts. The programme is also aimed at the structural transformation of existing incubators within the network including launching new programmes and the conclusion of running investment projects. In early 2000, the nationwide LEA network contained almost twenty fully equipped incubator facilities.	(From Sep. 30, 1999 to June 30, 2000 at 20 LEAs) 31,194 enterprises 11,661 " 3,064 " 603 " A total number of 46,552 enterprises have been beneficiaries of basic services

表 2.2-3 RESULTS OF MAJOR SME DEVELOPMENT PROGRAMES (2/3)

Projects/Programs	Implementing Agencies	Outline	Service Result
LEA Value Added Services	LEAs	Include special consulting and value added information services such as publications, services accessed from web pages, training programmes, exhibitions, organization of professional meetings and model programmes for SME integration. Value added consulting Entrepreneurs developing and improving their business are offered complex consulting services occasionally involving external consultants. Value added information services This package contains value added services relying on the basic IT services such as data base and systems development and management with special regard to projects promoting business development and competitiveness (for example informative publications, services accessible via web pages and links, etc.). An important objective is to help the preparations for EU accession by providing entrepreneurs with information on relevant legal provisions and standards as well as on the market. Value added training and education This package is intended to promote the growth and enhance the competitiveness of operating businesses through educational and training programmes. Main areas include distance education, quality assurance, and training for European integration, tourism as well as topics related to innovation according to special local needs. Trade shows, professional meetings This package is designed to strengthen the position of Hungarian SMEs in domestic markets and to improve their business relations and chances to access foreign markets. LEAs help Hungarian businesses' involvement in the international division of labor by staging business events such as domestic and foreign trade shows, fairs, product shows, professional meetings and forums in addition to background events (for instance conferences on marketing and exports, seminars and presentations, etc.)	1,100 enterprises 1,546 " 1,767 " 11,502 " A total number of 15,915 enterprises have been beneficiaries of services for SME growth. The majority of LEA clients, 71% come from service and trade sector, 16% derive from manufacturing and 13% are agriculture-oriented SMEs.

表 2.2-3 RESULTS OF MAJOR SME DEVELOPMENT PROGRAMES (3/3)

Projects/Programs	Implementing Agencies	Outline	Service Result
Mutual Guarantee Co-operative Scheme	MEA, Credit Guarantee Corp., National Savings Co-operative Association, IPOSZ, KISOSZ, OKISZ, AFEOSE	The parties who mentioned in a column of implementing agencies agreed to establish regional SME guarantee cooperatives within the frame of new guarantee system. The members of the co-operative (assuming SMEs) could get guarantee more easily than before.	2 regional SME guarantee cooperatives were established. It will be established at 5 region finally.
*The results of other credit guarantee scheme are mentioned in Chapter 3.2			
Issuing of Opinion of the Guild	IPOSZ, KISOSZ, OKISZ, Postal Bank, Konjum Bank, Foreign Trade Bank	IPOSZ, KISOSZ and OKISZ shall issue an opinion letter of the guild for their member to make easy capital raising from cooperated commercial banks.	A total number of 152 letters were issued by three economic organizations.
MENTOR - Subcontracting Programme	MVA, ITDH	A programme was launched in 1998. The basic intention is to provide support to the enterprises aiming to act as suppliers in order that they could establish EU consistent business relations with Hungarian large enterprises and multinational concerns. The MENTOR – Subcontracting Programme consist of ①development of information network, ② education, training, extension training and consultancy services, ③ matching the partners.	① National Subcontracting Information Network was developed that was contained the data of about 1,600 suppliers in the machine, vehicle, electronics, rubber and plastic industries ② An education and consultation grants scheme provided support for some 200 enterprises between Nov. 1998 to Mar. 1999 ③ The Subcontracting Charters were signed by 130 enterprises, and 80 enterprises begun integrated pilot programmes

Note: Programmes which are under evaluation by MVF are excluded from the above list.

(3) 中小企業振興予算

経済省の 2000 年度予算額は 463 億フォリントである。予算は主要用途別に計上されており、1999 年までは「Economic Development Target Fund (EDTF)」が中小企業振興も含む、産業振興全般を対象としていた。しかし実際は、先述したように具体的な中小企業振興策が極めて限られていたため、その用途の支出は多くない。むしろ投資促進支援や、工業団地整備などが EDTF の主要用途であった。1998 年以降、中小企業振興の法制面、組織面が具体的に整備されるに従い、2000 年度は予算としても別計上（「SME Target Fund」）扱いとなっている。2000 年度の SME Target Fund は 52 億フォリント（経済省全予算の約 11.3%）であり、経済省の用途別予算としては「Economic Development Target Fund」、「Tourist Target Fund」に次いで 3 番目に大きい。この額は、来年度、さらに増えることが確実視されている。

ちなみに、2000 年度経済省予算で中小企業振興に振り向けられた上記 4Fund の主要なプログラム別予算額は次のとおりである（表 2.2-4 参照）。

表2.2-4 MEA BUDGET ALLOTMENT FOR SMEs, 2000 (1/2)

Economy Development Target Fund (GFC)

PROJECT TITLE	OUTLINE	BUDGET (Billion HUF)
Encouragement of investments and projects	To deepen the embeddedness of foreign businesses settled down in Hungary in the Hungarian economy; to strengthen co-operation between these businesses and Hungarian suppliers. Non-refundable subsidy.	7.1
Development of the infrastructure of industrial parks and logistic projects	Announced jointly with the Ministry of Agriculture and Rural Development. Non-refundable subsidy.	1.1
Development of the competitiveness of enterprises	Special emphasis is laid on the support of the introduction of quality and environment management systems. Obtaining standards.	1.01
Program for energy saving	Special support is ensured to the utilization of renewable energy sources. The program fostering energy savings at self-governmental institutions is carried on.	1.1
Encouragement of collective investment and export, and foreign economy purpose support		3.966
Promotion of the least developed counties		1.6
Other tasks related to legal rules	Hangover 2000, South-Slavic reconstruction, environment protection industrial sub-program at Várpalota, market intervention programs	1.36

SME Target Fund (KKC)

PROJECT TITLE	OUTLINE	BUDGET (Billion HUF)
Development of the working conditions of SMEs	Programs for the improvement of market positions, preparation for EU accession, as well as professional and financial programs fostering development (training, consulting services to entrepreneurs, events, exhibitions, fairs, publications, development of EU info centers). Incubator house development program.	1.64
Integratory Subcontracting Program	Promotes SMEs from the side of multinational and integrator companies.	1.4
Loan program for small businesses	Loan package for SMEs with MEA's interest subsidy: ☐ Transformed microcredit program (max. HUF 3 million generally accessible loan) ☐ Enterprise development credit for enterprises capable of growth in the amount of HUF 10-15 million. Related options: ☐ 50% contribution to guarantee fees ☐ Support from the regional guarantee co-operatives	1.22
Program improving market position and competitiveness	Support of export development, innovative developments applying developed technology; encouragement of the investments of SMEs operating in tourism; interest subsidy support to the purchase of assets of family doctors becoming entrepreneurs.	1.05

表2.2-4 MEA BUDGET ALLOTMENT FOR SMEs, 2000 (1/2)

Touristic Target Fund (TC)

PROJECT TITLE	OUTLINE	BUDGET (Billion HUF)
Development investments	Support to the construction of conference centers in order to improve conference tourism (non-refundable subsidy).	3.9
Regional committees for tourism	The support mainly serves the implementation of the upgrading of touristic information systems, the elaboration of regional tourism development programs and projects, as well as the realization of a freely defined target.	0.57
Elaboration of investment projects and the support of training	Support of the preparation of feasibility studies promoting investments in order to widen the touristic offer and to develop exclusive tourism.	0.2
Programs supported jointly with other ministries	(Tourism aiming at horse riding, cycle path construction, youth camp, world heritage venues)	0.5
Support of economically underprivileged counties		0.31
Promotion of health tourism, aquatic tourism, and accomodation providing		0.8

Active Employment Target Fund (AFC)

PROJECT TITLE	OUTLINE	BUDGET (Billion HUF)
Support of the creation of jobs related to SME investment		1.2
Support for closing up the most underprivileged counties	As well as the underdeveloped area	0.584
For the fostering of the job-creating effect	In case of investmens supported from the economy development target fund.	0.55
Ozd Industrial Park	Support for employment purposes to the preparation of the construction of the Ozd Industrial Park	0.09
Researches, monitoring	Laying the foundations for employment strategy.	0.156

2.2.4 中小企業振興実施体制と組織

(1) Enterprise Development Board (EDB)

行政機関として中小企業行政を執り行う機関は経済省（MEA）であるが、実質的な中小企業問題を協議するハイレベルな場としては企業振興委員会（Enterprise Development Board : EDB）が政府と民間代表の構成によって設置されている。EDBの委員長は経済大臣があたるものとなっている。EDBは中小企業振興に広範囲で関わることになるが、そのもっとも大きな役割は中小企業振興計画の決定である。また、関連する省、機関を調整する役割も担っており、ハンガリーの中小企業振興を考える上では最も重要な位置を占めている。

企業振興委員会（EDB）のメンバーは次のとおりである。

- Minister of Economic Affairs
- Minister of Agriculture and Regional Development
- Minister of Environmental Protection
- Minister of Transports Telecommunications and Water Management
- Minister of Education
- Minister of Finance
- Minister of Social Welfare and Family Affairs
- Minister of Health
- Minister in charge of the co-ordination of PHARE programs
- The Prime Minister's Office
- National Chambers of Commerce and Industry
- Five representatives delegated by the national organizations in charge of promoting the interests of small enterprises (Private Sector)

また、EDBの諮問メンバーとして次の機関が指名されている。

- National Committee for Technological Development
- Board of the Hungarian Enterprise Development Fund
- Hungarian Banking Federation
- Hungarian Credit Guarantee Association
- Professional Consultants

規定によれば EDB は年間 4 回以上開催される事になっている。EDB は 2000 年 2 月 24 日の第一回会議を皮切りに、7 月末現在、計 3 回開かれている。テーマは中小企業振興策、予算配分のあり方、新会計法の中小企業経営への影響などが取り上げられている。

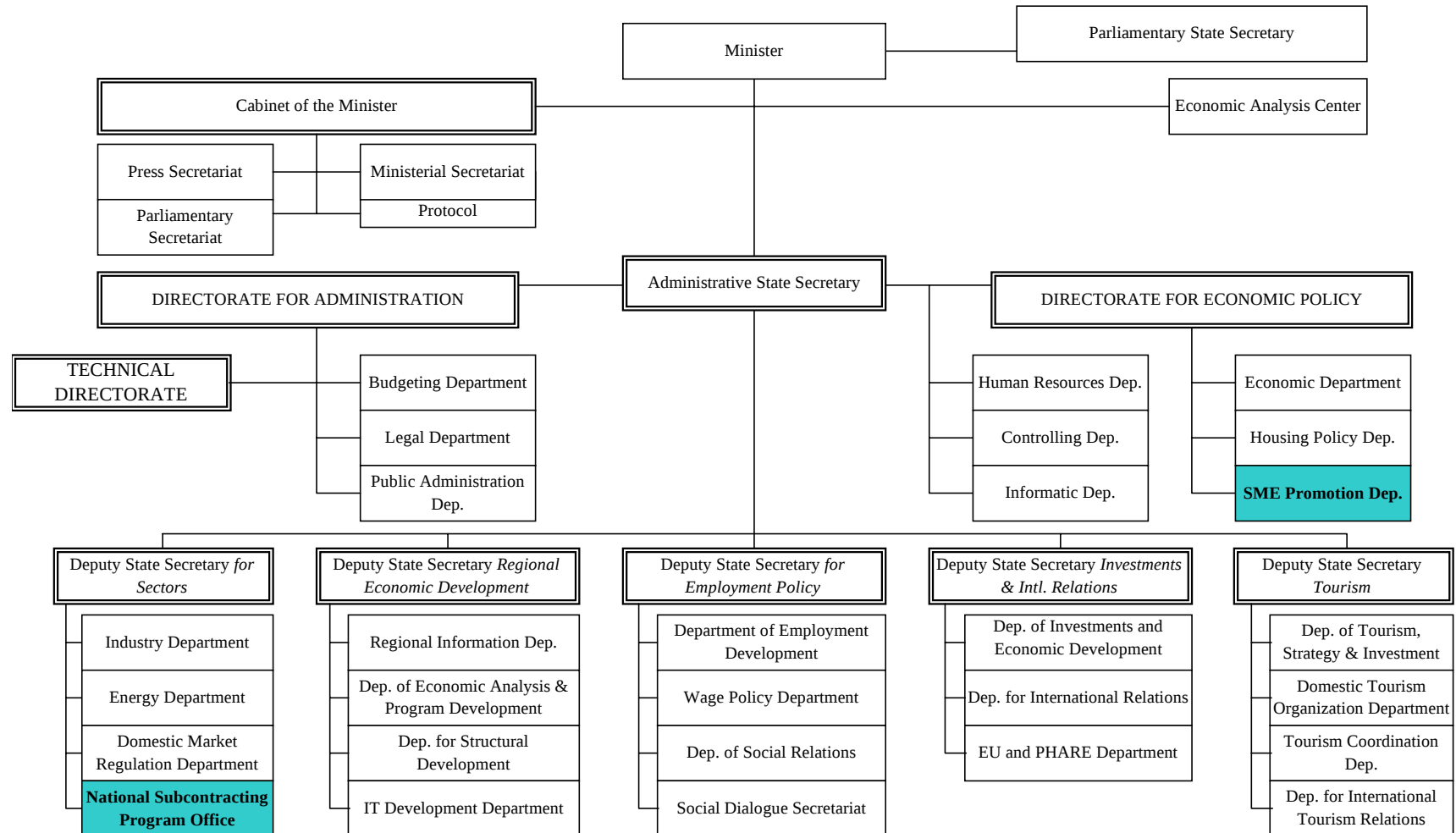
(2) 主要中小企業振興機関

図 2.2-1 は 2000 年 4 月からスタートした経済省の新しい体制を示したものである。職員数は経済省全体で約 550 名であるが、管轄する分野は産業振興のほか、観光、労働、住宅など、極めて広範囲に亘っている。中小企業振興を直接担当する SME Promotion Department は 1997 年に設置された Small Enterprise Department を前身とし、従来の Parliamentary State Secretary の直轄から、新たに Assistant Secretary の下へ移され、行政部署として経済省内部での位置付けを明確にしている。また、National Subcontracting Program Office も同様に Parliamentary State Secretary の下から同省の産業開発セクションへと移管されている。なお、2000 年 9 月末現在、SME Promotion Department の職員数は 11 名、National Subcontracting Program Office は 2 名体制である。中小企業施策重視の観点から、前者については既に 9 月に 5 名増員されており、後者も含め今後更に増員される方向にある。

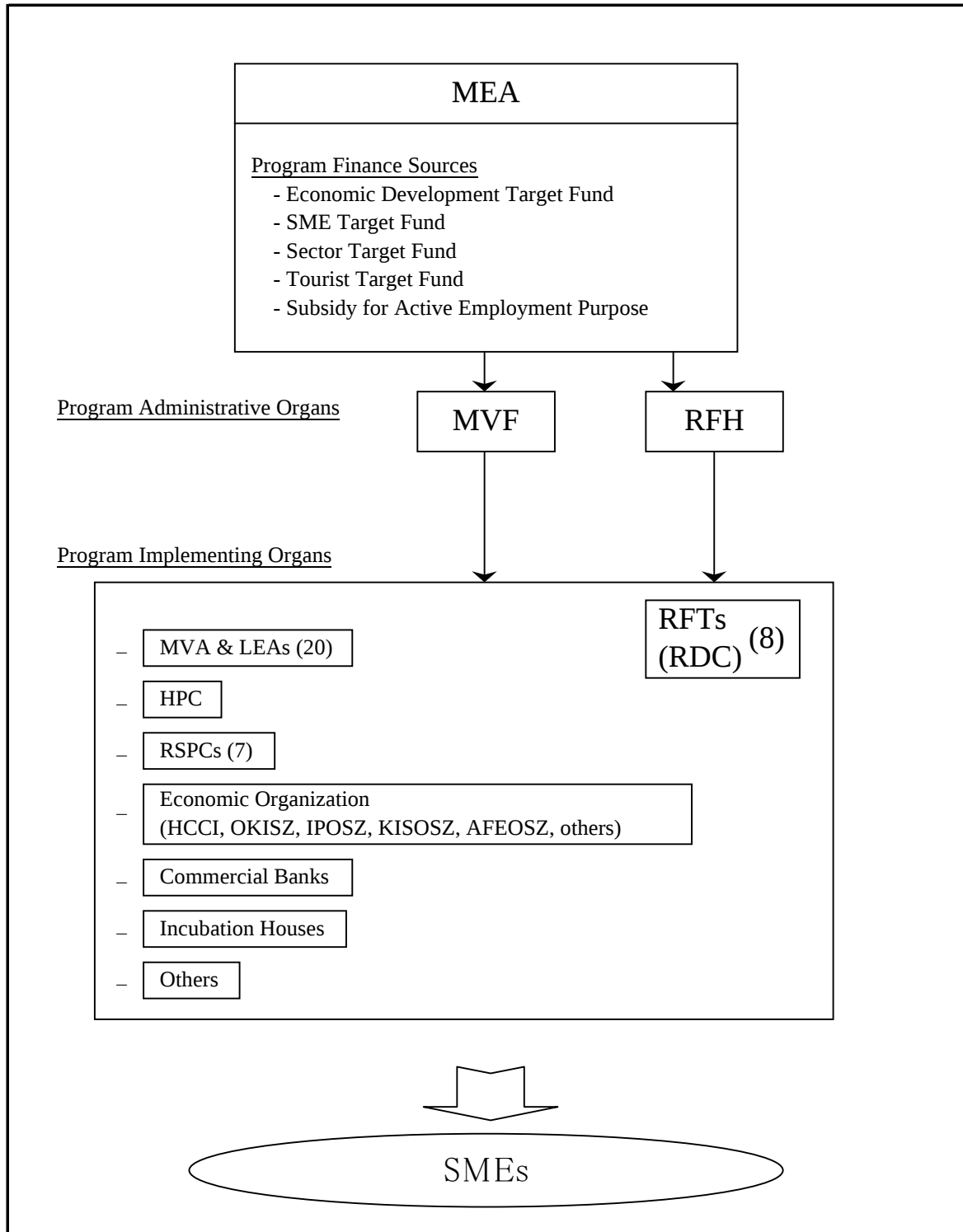
政府は 1998 年末の省庁再編で各省の役割を、より政策立案機関として機能させる方針を打ち出しており、予算の管理、プログラムの実施・運営面ではアウトソーシング化の動きを強めている。その結果、経済省が行う中小企業振興施策については図 2.2-2 で示すような構図となっている。経済省本体は政策の立案と決定、予算の決定などに専念することになる。2000 年 9 月時点で、一部の組織は依然として準備段階にあるが、2001 年 1 月からは、ここに示した組織の枠組みで中小企業施策が実施されることとなっている。

ハンガリー政府のアウトソーシング化の動きが顕著であることは図 2.2-2 から伺える。まず、経済省の施策実施段階において Hungarian Enterprise Promotion Public Utility Company (MVF) と Regional Development Holding Company に業務代行を委託する。この両機関の役割分担はいずれも活動が本格化していないため、現時点では不明瞭な部分があるが、大別すれば前者が全国的に展開されるプログラム、後者が特定地域においてのみ実施される地域開発プログラムに分けられる。この両機関を含め、大半のプログラム実施機関が会社組織の公益法人 (Non-Profit Organization) で

☒ 2.2-1 ORGANIZATIONAL CHART OF THE MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS, May 2000



☒ 2.2-2 IMPLEMENTING ORGANS FOR SMEs DEVELOPMENT UNDER MEA



ある^{*5}。Non-Profit Organization の場合、法律で法人税の控除や輸入特権が与えられているが、職員の地位は政府が雇用する公務員ではない。

以下、図 2.2-2 で示した主要機関について、その組織概要を述べる。

1) Hungarian Enterprise Promotion Public Utility Company (MVF)

1998 年の中小企業振興戦略に基づき、1999 年に経済省が設立した公益法人である。今後、経済省の予算実行におけるプロジェクト管理機関として機能する予定である。2000 年末までは SME Target Fund からのプログラムのみを取り扱っているが、2001 年からは経済省の中小企業関連予算に関わるプロジェクト／プログラムの入札管理は全て MVF を通じて行われる事になっている^{*6}。従って、これからは中小企業施策の実施において要となる機関になる。現在職員数は 12 名であるが、2001 年 1 月には 40 名体制が予定されている。現時点では組織の立ち上げ時期と言うこともあり、フル稼働しているわけではないが、今後、中小企業行政での効率性と専門性をいかに備えていくかが MVF としての課題になる。

2) Hungarian Investment and Trade Development Agency (ITD-H)

1993 年、経済省の外部機関として、PHARE の支援を受け設立されている。投資・貿易促進を主業務とし、海外事務所のほか、国内 8 ヶ所に地域事務所を持ち、地方の中小企業に対しても情報サービスを行っている。国内の中小企業に関わりが深いサービスとしては、「見本市参加支援プログラム」と、「市場開発コンサルティングプログラム」を実施している。ただし、後者は PHARE 資金を基に実施されてきたプログラムであるが、2001 年からは資金不足のため中止される予定である。また、設立当初来、行われてきた貿易実務に関する人材育成事業も既に取りやめている。

ITD-H のサービス対象は企業規模を問わず、原則として国内・外の企業全てに門戸を開いているが、結果的には経済効率の問題から大企業中心の活動となっている面がある。今後は地方への外資系中小部品企業の誘致、あるいは、国内中小部品企業の海外マーケット開拓支援をどのように効果的に図っていくかが ITD-H

^{*5} Non-Profit Organization Act CL VI of 1997 では公益法人の種類として、政党や労働組合を除く non-governmental organizations、Foundations、Public foundations、non-profit corporations、Public corporations が該当するとしている。

^{*6} ハンガリーでは政府が各種プロジェクト／プログラムを実施する場合、公開入札方式によって実施機関を決定するシステムとなっている。プログラムを実施したい機関は入札ガイドラインにそってプログラム企画書を提出する。

としての課題である。また、これまで効果の高かったコンサルティングプログラムなども、企業側からはその再開が期待されており、新たな枠組みでのプログラム実施を検討すべきである。

3) Hungarian Foundation for Enterprise Promotion (MVA) 、および Local Enterprise Agency (LEA)

1990 年、ハンガリー政府が PHARE 資金の支援を受け、中小企業振興のため設立した機関である。設立基金 42 億フォリントの内、12 億フォリントは銀行、商工会議所などの団体が拠出し、残りが経済省と PHARE 資金から充当されている。主に PHARE 資金による振興プログラムの実施を目的として設立され、MVA の下、各郡ごと (計 20 ヶ所) にプログラム実施機関として Local Enterprise Agency (LEA) が 1997 年までに順次設立されている。ただし、各 LEA は独立法人として機能しており、MVA は単に各 LEA が実施するプログラムの取り纏め、EU やハンガリー政府と各 LEA のコーディネーションをやっているにすぎない。

各 LEA が現在提供しているプログラムは表 2.2-3 に記載しているが、この内、PHARE 資金に基づく中小企業振興プログラムが 2001 年以降は中止される予定のため、これに変わる資金源の手当てが求められている。また、基本的に LEA はさまざまなコンサルティングサービスを提供しているが、内部コンサルタント、スタッフのトレーニングが十分になされておらず、この面での対応も今後の課題となっている^{*7}。ちなみに、LEA でカウンセラーと呼ばれるコンサルタントは全国で約 200 名が登録されている。

4) Regional Development Holding Company (RFH) 、および Regional Development Company (RFT または RDC)

地域振興、および地方中小企業の振興を主に金融支援面から図るために設置された機関である。RFT はもともとハンガリー開発銀行 (MFB) が主体となって地方に設置した関連会社であったが、1999 年に一旦、民営化庁に移管された後、新たな資本構成により再発足している。現在、全国に 8 ヶ所ある RFT は今後、新たな行政単位である Regional レベルに合わせ、7 ヶ所に集約される予定である。一方、RFH は全国の RFT を監督、調整する機関として、資本金 5 億 HUF で 2000 年

^{*7} 当初は PHARE 資金を基に、MVA 内部でのコンサルタントトレーニングが行われていたが、ニーズの拡大と予算面の制約から育成トレーニングがおろそかになった。

4 月に設立されている。RFH の本格的活動はまだ行われていないが、各 RFT の MFB 持ち株分はすべて RFH によって引き取られることとなっている。各 RFT の概要は地域により異なっている。例えば資本金は 8 億 HUF から 12 億 HUF と幅があり、資本構成も各地域の自治体によって数%から 25%程度までと異なる。RFT の金融サービスとは投資業務、金融支援の調整、および、金融に関わるコンサルティング業務となっている。RFH、RFT とともに組織として立ち上げ期にあるが、経済省としては将来は地域産業開発における中核機関となることを期待している。新たな使命に基づく業務活動をどのように展開するのかこれからと言える。

5) Hungarian Productivity Center (HPC)

1994 年に Public Foundation として設立され、日本政府の支援を受けて、主に生産性向上に関わるコンサルティング、人材育成などのトレーニングを行っている。2000 年 7 月末現在、職員数は 9 名、内 4 名がコンサルタントである。HPC は経済省の外部機関として位置付けられるものの、他の公益法人同様、運営費は自ら手当てしなければならない。ITD-H のように毎年活動運営費が経済省から支出されるのではなく、経済省からのプログラムであっても入札によって受注するか、自ら企画したプログラムを外部に提供することによって収入を得なければならない。この活動運営費の不安定性が長期展望に立った活動の実施を妨げる要因となっている。ただ、旧体制が崩壊した後は生産性向上など生産技術面に関する指導機関として、貴重な存在となっている。

6) Regional Subcontracting Agencies (RSA)

下請け振興プログラムの一つとして全国 7 ヶ所の設置をめどに計画されているものである。2000 年 7 月時点では具体的な設置までには至っていないが、2000 年末までには、少なくとも 1~2 ヶ所は具体化される予定である。現在、3 ヶ所が設立準備に入っている。計画では RSPC の役割は下請け振興に関わる、バイヤー・サプライヤー間のマッチメーカーとされている。出資は経済省を中心として、多国籍企業 (MNC)、地方自治体、RFH などが想定されている。

7) Hungarian Chamber of Commerce and Industry (HCCI or MKIK)

現在の会議所組織は 1994 年 Chamber Act XVI に基き、農業、商工業、および職人の会議所が存在している。また、全国レベルでの組織のほか、各都市毎に地域の会議所がある。従って商工会議所の頭に都市名をつけて呼ばれている。全国の

商工会議所を統括している HCCI は 150 年前の 1850 年に設立されている。体制変革後 1994 年から商工業の場合、全ての企業は HCCI への登録（会員となること）が義務付けられていた。しかし、このたび Chamber Act が改訂され、2000 年 10 月よりはその縛りが無くなることとなっている。従ってこれからは、任意によって集まった会員による会議所組織となる。これまでの強制から、任意に変わることにより HCCI の役割自体も大きく変わる予定である。今回の Act 改定によって、商工会議所として組織規模が縮小することは明らかである。しかし、任意での会員組織となることにより、組織としてのつながりが強化されとの見方もある。任意制になるにしても国内最大の企業組織（会員数 45 万）であることに変わりはなく、これからの産業開発においてどのような機能を商工会議所に持たせるかは大きな検討課題と言える。また、商工会議所は先の企業登録受付のため、各商工会議所毎にワンストップサービスセンターの開設に莫大な投資している。ここでの会員企業データベースは極めて貴重なものであり、この活かし方についても検討する必要がある。

8) Hungarian Industrial Association (OKISZ)

工業、サービスセクターの団体組織として 1920 年に設立された。その後、1945 年に National Small Scale Industrial Association (OKISZ) へと改名し、製造業の全国組織となった。1980 年代においては国を代表する工業連盟として、設備、陣容とも他を圧倒する組織であった。体制改革後、1992 年には組織的にも新しく Hungarian Industrial Association として民間工業組合となったが、略称としては従来からの OKISZ を用いている。現在、関連する下部団体のメンバーも入れ、会員数は 1700 社である。会員企業の企業規模を見ると零細が 4%、小規模が 55%、中規模が 40%、大企業が 1%となっており、他の業種別組合に比べ、メンバーの企業規模が大きい。業種組合としてロビー活動のほか、人材育成プログラムの実施、会員へコンサルティングサービスなどを行っている。

9) National Association of Craftmen's Corporation (IPOSZ)

そもそもは自営職人の組織として 1884 年に設立されている。1948 年、1990 年の改組を経て、現在に至っている。現在は従業員数 10 人以下の自営業者の全国組織となっている。会員数は約 12 万、全国 305 ヶ所に地方支部をもち、職員数は全国で 800 名に上る。IPOSZ 内には建設、電気など 9 つの professional Committee が

設置され、個別の活動を行っているほか、金融機関に対する会員企業紹介状の発行などを行っている。

10) National Federation of Traders and Caterers (KISOSZ)

KISOSZ は商業、サービス業の全国会員組織である。1904 年に職能別組織として設立された後、1947 年、および 1990 年の二度、全面的な改組が行われている。会員数は現在、7 万社、21 の地方支部を持ち、職員数 300 名である。現在、全国に商業、サービス業の企業数は約 30 万社と見られることから、この内の約 23% が会員となっていることになる。会員企業は零細、小規模が大半であることもあり、会員企業が抱える問題は「資金力不足」と「競争力の低さ」に集約できる。特に商業面についていえば、近年、外資系大型店の進出が相次いでおり、既存小売業の保護、生き残りをいかに図るかが課題となっている。

11) National Association of General Consumer Co-operative (AFEOSZ)

食品加工業者(250)、流通業者、小売業者（6000）などを会員とする消費者協同組合組織である。1947 年に設立され、他の産業組織同様、1990 年に新たなスタートをきっている。全国に 1800 ヶ所に点在する ABC ストアーが中心であるが、そこに独自商品を提供する加工業者や流通業者も重要な役割を担っている。ハンガリーでは近年、外資系の大手スーパーの進出が相次いでおり、その対抗策として、組合組織としての効率化に努めている。しかし、POS 整備への投資など新たな資本が必要とされる反面、中小規模の会員の集まりのため資本金に乏しく、その点が最大の問題となっている。政府が最近打ち出している中小企業支援策については評価しているが、それでも農業分野に比べれば不十分との認識を持っている。

上記 7)から 11)の各団体は全て全国組織で地方事務所もすべて全郡に置かれている。また、体制変革後、各組織の改組は行われているものの、5 団体とも 100 年以上の長い歴史を有している。

ハンガリーでは OKISZ、IPOSZ、KISOSZ、および AFEOSZ を四大業界組織とし、「KESZ」の名称で呼んでいる。現在、加入が義務付けられている HCCI を除いて、これまで 4 団体の中では製造業が中心であった OKISZ が強力な団体であったが、体制変革後は私企業の勃興により、自営業やサービス業主体の IPOSZ や KISOSZ の力が相対的に高まっていると言える。現在、これら組織の会員の大半が中小・

零細企業によって占められていることから政府が企業振興委員会（Enterprise Development Board）の重要なメンバーともなっている。

2.2.5 地域産業開発と中小企業

国内経済開発における首都圏と地方部の格差はハンガリーにおいても大きな問題となってきた。国内の地域別総生産を見た場合、表 2.2-5 で示すとおり、ブタペストとペシュト郡からなる Central Hungary Region は全国総生産の約 40%を占めている。一方、North Great Plain や South Great Plain Region は面積では Central Hungary Region の 2 倍以上あるものの、地域別総生産ではいずれも約 11%にすぎない。この格差が広がろうとしている現状は今後のハンガリーの経済発展を考える上で、決して望ましいことではなく、政府としても「首都圏と地方の経済格差の縮小」をセーチュニ・プランにおける開発課題の 1 つとして取り上げている。以下、ハンガリーの地方における中小企業の位置付けと産業開発体制の現状は次のとおりである。

表2.2-5 MAJOR INDICATORS OF THE PLANNING REGIONS, 1998

Region	Area, (km ²)			GRDP (%) of the country	GRDP in (%) of the national level	Level of urbani- zation * (%)	Unemploy- ment Ratio (%)
		Population (1,000)	(%) of the country				
West Transdanubia	11,183	987	9.7	10.0	100.3	53.4	6.0
Central Transdanubia	11,263	1,111	10.19	10.0	91.7	56.4	6.7
South Transdanubia	14,227	980	9.7	8.3	85.0	55.8	9.4
Central Hungary	6,918	2,857	28.8	40.4	143.2	79.3	5.6
North Hungary	13,428	1,276	12.6	9.3	73.6	50.6	12.1
North Great Plain	17,755	1,530	14.9	10.8	71.5	60.0	11.0
South Great Plain	18,256	1,349	13.4	11.2	83.3	64.2	7.1
Total (or Average)	93,030	10,090	99.3	100.0	100.0	62.7	7.8

* Ratio of city dwellers within the population of the region
Source: National Regional Development Concept

2.2.5.1 地方の自治組織

ハンガリー国内の地方自治組織は Local Government Act 1990 LXV により規定されている。この法律は体制変革により、それまでの中央集権体制から、自治の地方分権化を進めている点がその特徴である。全国は 19 の County と Budapest Metropolitan、に大区分され、その中が更に細分化された Sub-region: Cities (183)、Villages (2,921)、District (22) によって構成されている。各自治体は行政レベルに応じ、それぞれ Public Administration Office と Body of Representative をもっている。Public Administration Office は中央政府の Ministry of Interior の下に位置付けられるが、組織としては独立

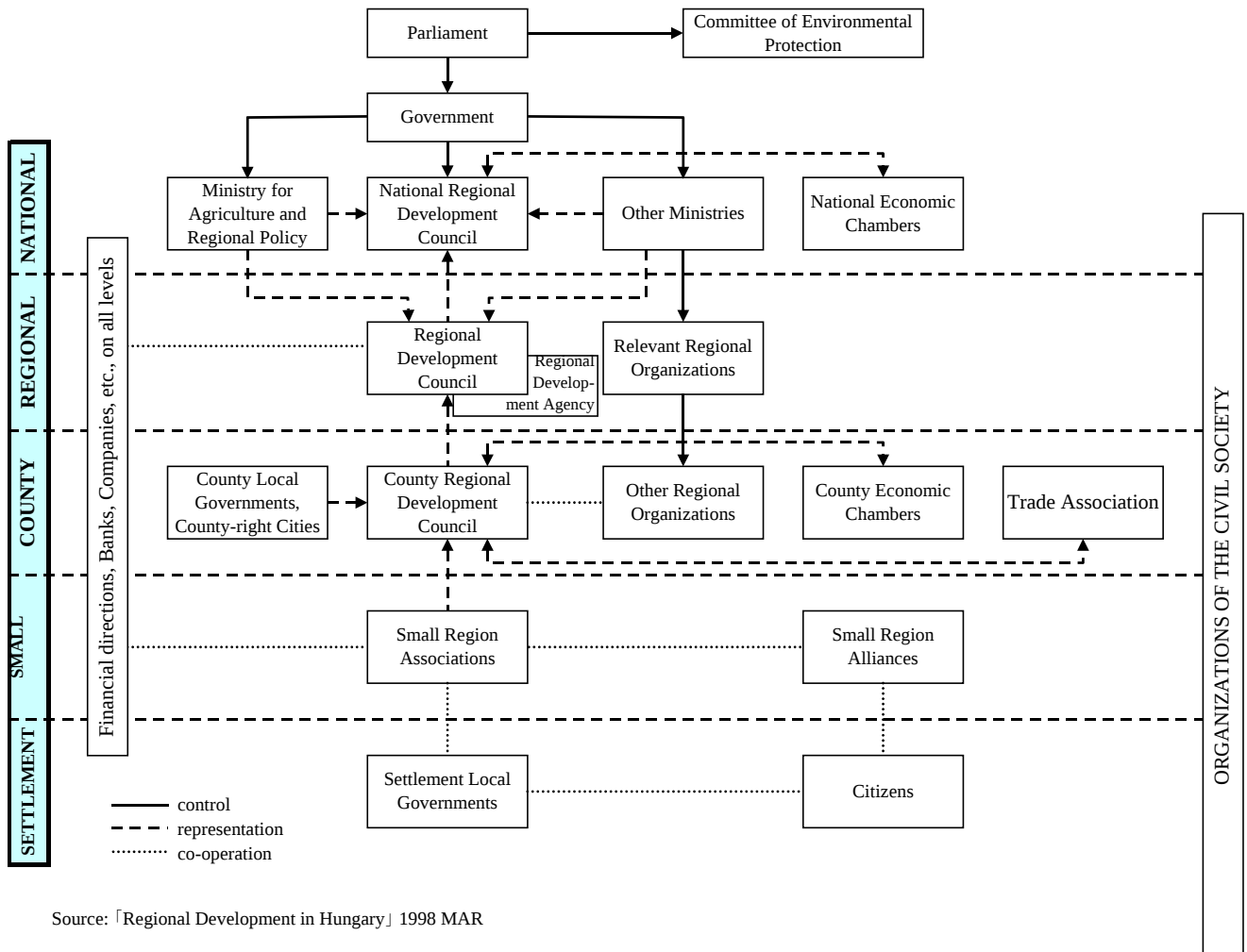
したものである。各自治体の首長である Mayor と Body of Representative の議員は地域住民、ないしは代表議員の選挙によって選ばれる。なお、自治レベルに応じ Mayor と議員は必ずしも専任職（Full time）とはなっていない。

各 Administration Office の主な役割は一言で言えば住民生活環境の維持管理である。一般的に財源は国からの支出に依存している。地方独自の財源(地方税など)もあるが、地方税は徴収していない自治体が多い。また、自治体によっては個別事業を行って収益を上げている自治体もあり、一様ではない。2000 年の中央政府予算では全体の 23% が直接地方自治体に配分されている。社会基盤整備、教育、医療などは政府の各省を通じて支出されることになる。

Local Government Act とは別に地域開発計画に関わる法律として XXI/1996 Act on Regional Development and Physical Planning があげられる。この法律では地方分権の概念を生かし、地域毎の開発計画を策定するものとなっている。この考え方は EU の地域開発のアプローチを取り入れたものであり、これまでの 20 区分（County レベル）を更に大きくとって 7 区分（Region）によって Region 毎の開発を行っていくと言うものである。このことは 1999 年 10 月の Act No. XCII of 1999 によって更に明確なものとなっている。従って現在、ハンガリーの地域行政区分は上位の方から言えば Region、County、Sub-region、および Local communities の区分となっており、実際の自治行政はその移行過程にある。これらの全体構図を示したものが図 2.2-3 である。

中央省庁で地域開発を管轄するのは農業地域開発省（Ministry of Agriculture and Regional Development : MARD）である。MARD は 7 region 毎に Regional Development Council と、Regional Development Agency (RDA) を置いている。前者は地域における経済開発計画の協議・決定機関として、経済関連 9 省の代表、地域議会の議長、主要都市の市長、および主要町村の代表者から構成されている。一方、後者は組織形態としては独立した公益法人であるものの Regional Development Council の事務局、および計画実施段階における調整機関としての働きも担っている。

図2.2-3 REGIONAL DEVELOPMENT ORGANIZATIONS OF HUNGARY
AFTER THE 1996 ACT ON REGIONAL DEVELOPMENT



Source: 「Regional Development in Hungary」 1998 MAR

2.2.5.2 経済省と地域開発

経済省（MEA）と農業地域開発省（MARD）の地域産業開発における役割分担は一部重なり合う部分がある。すなわち、MARD が **Regional Development Council** を通じて策定する地域開発計画の中には工業や観光開発を含む総合開発計画となっている。一方、経済省が来年より実施に移すセーチュニ・プランも全国において展開されるものである。重複する部分についてはお互いに協議して進めるものとなっているが、その実態について確認することは出来なかった。なお、経済省は独自の地域事務所は開設していない。

このような枠組みの下、経済省は 2000 年に新にブダペストに設立した Regional Development Holding Company と各 region にある Regional Development Corporation を地域産業開発における実施機関として育成する方針を打ち出している。現在はおそらくと言えは金融支援分野に業務を集中させていた Regional Development Corporation に経営指導、近代化支援などの業務を担わせる考えである。一方、下請振興についてはクラスター開発コンセプトの下、やはり各 region 毎に Subcontracting Agencies を今年末より設置することとなっている。これらの機関に加え従来から全 county にある Local Enterprises Agencies や Incubation Houses など、それぞれが果たせる機能を吟味し、経済省として地域の工業開発を効率的に支援できる体制作りが求められている。

2.3 EU の中小企業政策とハンガリー

2.3.1 EU における中小企業政策の現状

(1) 第3次中小企業プログラムの概要と成果

EU は経済成長の促進と雇用の確保に果たす中小企業の重要性を強く認識しており、これまで3次にわたる中小企業支援のためのアクションプログラムを策定している。とりわけ、1996年に策定された第3次プログラム（Third Multiannual Programme for SMEs in the European Union (1997-2000)）は、加盟国間で中小企業政策を調和させ、より効率的な中小企業支援を行うことを目的として採択されたものである。同プログラムは、EU 加盟国に対して拘束力を持つと同時に、EU への加盟を目指して EU と Association Agreement を結んでいるハンガリーにとっては、ガイドラインとしての意味をもっている。

同プログラムは、域内における内外無差別の原則に基き、中小企業の事業環境の改善と競争力・技術力の強化に力点を置いており、その骨子は以下の6点である。

- 1) 経営環境における行政手続・規制の簡素化、改善（'BEST'）
- 2) 企業の金融環境の改善（融資・リスクキャピタルファイナンスへのアクセス改善、支払遅延問題の減少、資本市場開発等）
- 3) 質の高い情報提供や共同サービスを通じた中小企業の欧州化・国際化戦略支援（Euro-Info-Centres、ビジネス・サーチ・ネットワーク BC-NET/BRE、パートナーシップ・プログラム Europartnariat/Interprise、下請パートナーシップの開発等）
- 4) 中小企業の競争力強化と研究、技術革新および研修へのアクセス改善
- 5) 企業家精神の高揚と特定ターゲット・グループ支援（クラフトおよび零細企業、商業・流通企業、女性・青年・少数民族の起業支援）
- 6) 中小企業政策手段の改善（中小企業団体へのコンサルテーション、中小企業統計の改善等）

これらの他にも、EU は以下のような中小企業政策を実施している。

- ・ 単一法に基づく経済利益グループの組成（EEIG）
- ・ 欧州ジョイント・ベンチャー支援（JEV）
- ・ 欧州投資銀行（EIB）および欧州投資ファンド（EIF）による金融支援
- ・ 研究および技術開発プログラム（RTD）

(2) 第4次プログラムの概要と特徴

1) 概要

上記の第3次プログラムの成果を踏まえて、EU 委員会は加盟各国やビジネス団体等と協議を行い、次の5年間(2001~2005年)のためのプログラムを作成した。それは、「Enterprise Europe」の実現を目標として、「企業および企業家精神のための複数年プログラム (Multiannual Programme for Enterprise and Entrepreneurship) (2001-2005)」と名付けられており、現在、理事会の採択にけるためにコミュニケの形でとりまとめられている。同コミュニケ (Communication from the Commission, Challenge for enterprise policy in the knowledge-driven economy, Proposal for a Council Decision on a Multiannual Programme for Enterprise and Entrepreneurship (2001-2005), COM (2000) 256 final) は、その導入部分 (Introduction) で以下のように述べている。

「EU はグローバリゼーションと新たな知識主導型経済から生じる大きな飛躍に直面している。これはリスボン欧州理事会におけるキー・メッセージであり、同理事会で EU は次の10年のための新たな戦略目標を設定した。それは世界でもっとも競争力がありダイナミックな知識主導型経済となることによって、より多くのより良い仕事と社会的結束をとまなう持続可能な経済成長を実現することである。

この目標は、欧州をより企業家的でイノヴェイティブにすることによってのみ達成することができる。ニュー・エコノミーの仕事は何より力強い中小企業—e エコノミーとより伝統的な経済部門、とりわけサービス業、の両方—によって生み出されるであろう。インターネットと電子ビジネスの衝撃はすべての部門に及ぶであろう。

このことは、ニュー・エコノミーにおいて企業家精神を培うためのシステムティックなアプローチを要求する。第一に、我われは、リスク・テイキングと企業家のスピリットを推奨しなければならない。第二に、我われは、企業がリスク・キャピタルや効果的な技術革新と研究政策によって支援されながら、生まれ成長し革新してゆくダイナミックな企業環境を作りあげる必要がある。第三に、我われは、企業がその製品とサービスを販売する域内外の市場に対する効果的なアクセスを確実に得られるようにしなければならない。」

(太字は原文のまま)

このように、本プログラムは実質的な第4次中小企業プログラムと呼ぶべきものであるが、ここ数年の世界的な e-ビジネス、ニュー・エコノミーの隆盛を強く

認識したものとなっている点が特徴である。プログラムではいくつかの新機軸が打ち出されているが、特筆すべきものとして次の二つをあげることができる。

◆規制緩和

小規模企業に対する負担軽減のための規制の大幅な緩和を全ての規模の企業に適用するもの。EU 委員会は、新たな法案を導入する場合は必ず「ビジネス・インパクト評価」を行うことを自らに義務付けるとともに、上記の規制緩和とあわせて、加盟諸国に対しても行うことを要求する。また、すべての EU の既存法規（*aquis*）は、本プログラム期間中に実際の施行経験に基づいて評価されることになる。

◆ベンチマーキング

企業活動、イノベーション、市場アクセス等企業環境向上のための参加諸国の政策のパフォーマンスをベンチマーク化するもの。各国の政策パフォーマンスを比較するだけでなく、パフォーマンスの格差がどのような理由で生じたのか、良好なパフォーマンスを生むプロセスや環境はどのようなものかが検討される。

ベンチマーキングはリスボン欧州理事会において各国の新たな政策調整のための重要な手法と位置付けられ、2000 年 6 月までに立ちあげ、その最初の結果が同年 12 月までに提出されることになっている。

2) 目標と施策体系

第 3 次プログラムの評価を踏まえて、本プログラムでは目標と施策体系がいくぶん絞り込まれたものになっている。

まず、目標は以下の 5 つである。

- i) 企業家精神を、顧客志向と強いサービスの伝統に基づく、価値のある生産的な处世術として促進する。
- ii) 持続可能な発展を考慮し、研究、技術革新そして企業家精神が花開く好環境を推奨する。
- iii) 中小企業の資金調達環境を改善する。
- iv) 知識主導型経済における中小企業の競争を促進する。
- v) ビジネス支援ネットワークと企業に対するサービスが確実に提供・調整されるようにする。

上記の目標のために委員会が実行する施策は以下の 5 つである。

- a) 成功事例（good practice）の発見、交換および実施を通じた政策開発の支援（ベンチマーキングの活用、新‘BEST’手続き）
- b) 中小企業ニーズの全面的考慮（ビジネス・インパクト評価の活用、新たな資金源の開発）
- c) 支援政策における、特に中小企業を中心としたビジネス・ニーズの統計的かつ技術的理解の開発
- d) 研究成果およびその他の情報の普及
- e) 中小企業に対する支援情報の確実な提供

上記施策の策定にあたって、委員会は財政的介入（financial interventions）を極力制限するという原則を打ち出した。すなわち、前述のように費用対効果の点から EU の資源を用いることを正当化できない小規模な施策（アクション）については、本プログラムでは実施しないということである。現行の施策からは、その効果が認められ、かつこの介入制限の原則に合致するもののみが継続されることになった。このため、たとえば中小企業間連携促進のための施策である「インタープライズ（*Interprise*）」は、企業側のニーズに合致する効果的な施策と評されたが、新たな施策リストからは除外されている。1999 年度の同施策への参加企業数が 100 社程度と少なく、そうした少数の中小企業の利益のために今後も継続して希少な資源を充てることはできないと判断されたためである。他方、中小企業の資金調達環境の改善は依然重要な課題であり、以下のような施策が用意されている。

• ETF Start-up

小規模あるいは新規設立のベンチャー・キャピタル・ファンド、あるいは特定産業ないし技術、リサーチ・センターやサイエンス・パークを対象としたベンチャー・キャピタル・ファンドに対して、EIF（European Investment Fund）が基金総額の 25～35%を出資する。

• Seed Capital Action

新規もしくは最近設立されたシード・キャピタル・ファンドに対して、革新的技術をもつ小規模企業やクラフト企業の創設もしくは買収を目的として、EIF がファンドの運営コストの 50%を上限に貸付け（reimbursable advance）を行う。

- SME Guarantee Facility

加盟諸国の公的および民間セクターで運営されている保証スキームや金融機関に対して、EIF が再保証や共同保証を与える。主として従業員 100 人以下の中小企業への融資を対象とする。

- Loan Guarantee Facility for ICI Investments by Small Enterprises

加盟諸国の公的および民間セクターで運営されている保証スキームや金融機関に対して、EIF が再保証や共同保証を与える。主として従業員 50 人以下の小規模企業による、e-コマースへの転換に向けた ICT 取得あるいは教育研修投資のための融資を対象とする。

上記支援策の対象となるファンドや機関は、いわゆる成功事例 (best business and market practice) の中から、公平かつ明白な方法で選出されることになっている。

2.3.2 EU 中小企業政策との適合性

(1) EU 加盟交渉における中小企業政策の取り扱い

EU への加盟において、ハンガリーをはじめとする加盟候補諸国は、「コペンハーゲン基準 (Copenhagen Criteria)」と呼ばれる加盟基準を実現し、その細目にあたる”*acquis communautaire*”—EU 設立関連条約に基づく法律や規則—を受け入れることが求められており、中小企業対策がその 1 項目として含まれている。

「コペンハーゲン基準」は以下のようなものである。

- 民主主義、法の支配、人権、および少数民族の尊重・保護を保証する諸制度の安定性 (政治的基準)
- EU 内の競争圧力、市場の力に対応できる能力と、機能的な市場の存在 (経済的基準)
- 政治・経済および通貨統合の遵守を含む、加盟義務を受け入れる能力
- EC 法が国内法に置換され適切な行政・司法機関を通じて効果的に実施されるような、行政構造の調整による統合のための諸条件の構築

また、”*acquis communautaire*”は、以下の 31 項目 (章) として加盟候補諸国に提示され、各章の受入状況や受入条件が EU—加盟候補国間の「スクリーニング」において協議されている。

表 2. 3-1 スクリーニングにおける交渉項目

1. <i>Free movement of goods</i>	2. <i>Freedom of movement for persons</i>	3. <i>Freedom to provide services</i>
4. <i>Free movement of capital</i>	5. <i>Company law</i>	6. <i>Competition policy</i>
7. <i>Agriculture</i>	8. <i>Fisheries</i>	9. <i>Transport policy</i>
10. <i>Taxation</i>	11. <i>Economic & monetary union</i>	12. <i>Statistics</i>
13. <i>Social policy & employment</i>	14. <i>Energy</i>	15. <i>Industrial policy</i>
16. <i>Small & medium-sized undertakings</i>	17. <i>Science & research</i>	18. <i>Education & training</i>
19. <i>Telecommunications & information technologies</i>	20. <i>Culture & audiovisual policy</i>	21. <i>Regional policy & coordination of structural instruments</i>
22. <i>Environment</i>	23. <i>Consumers & health protection</i>	24. <i>Cooperation in the fields of justice & home affairs</i>
25. <i>Customs union</i>	26. <i>External relations</i>	27. <i>Common foreign & security policy</i>
28. <i>Financial control</i>	29. <i>Financial & budgetary provisions</i>	30. <i>Institutions</i>
31. <i>Other</i>		

ハンガリー政府は、2003 年 1 月の EU 加盟（当初の 2002 年 1 月より修正）にあわせた上記の加盟基準の実現に向けて、1990 年から開始された EU による加盟前支援 PHARE を活用しながら、「EU 既存法規採入れのための国家プログラム」を遂行している。また、ハンガリーは EU の実施する様々なプログラムに参加しており、中小企業政策についても、中小企業の定義を EU のそれに適合させ、EU の第 3 次プログラムに参加していることは既述のとおりである。

そうした取組みの成果として、1999 年に EU 委員会によって作成された報告書（Regular Report）においては、政治的基準、経済的基準について以下のような評価が与えられている。

● 政治的基準に対する総合評価

「ハンガリーはコペンハーゲン基準を満たしてはいるが、今後も注意を必要とする部門が二つある。一つはロマ民族の状況である。この問題に対し、政府は中期アクションプランを開始しており、十分な財源を確保する必要がある。いま一つは汚職対策であり、これについては近年行われてきた努力を強化することが求められる。」

● 経済的基準に対する総合評価（抜粋）

「ハンガリーの市場経済は機能しており、市場経済を支える法的・制度的構造は一層強化された。構造改革において今後も進展が続けば、中期的には EU 内の競争圧力や市場の力に対応することも可能になると思われる。」

中小企業政策については、上述のとおり EU プログラムに参加していることや PHARE によるマイクロ・クレジットを実施していること等から、本レポートにおいても、*aquis* への適合についてはほとんど問題が認められていない。「スクリーニング」では、当該の第 16 章は 1998 年 11 月の加盟会議において他の数章ともに協議され、それ以上の協議を必要とされていない（暫定終了扱い）。2000 年 7 月時点で、中小企業政策、産業政策を含む 11 章が暫定終了となっている（表 2.3-2 参照）。

表 2.3-2 スクリーニング項目の終了状況（2000 年 7 月現在）

1. <i>Free movement of goods</i>	2. <i>Freedom of movement for persons</i>	3. <i>Freedom to provide services</i>
4. <i>Free movement of capital</i>	5. <i>Company law</i>	6. <i>Competition policy</i>
7. <i>Agriculture</i>	8. <i>Fisheries</i>	9. <i>Transport policy</i>
10. <i>Taxation</i>	11. <i>Economic & monetary union</i>	12. <i>Statistics</i>
13. <i>Social policy & employment</i>	14. <i>Energy</i>	15. <i>Industrial policy</i>
16. <i>Small & medium-sized undertakings</i>	17. <i>Science & research</i>	18. <i>Education & training</i>
19. <i>Telecommunications & information technologies</i>	20. <i>Culture & audiovisual policy</i>	21. <i>Regional policy & coordination of structural instruments</i>
22. <i>Environment</i>	23. <i>Consumers & health protection</i>	24. <i>Cooperation in the fields of justice & home affairs</i>
25. <i>Customs union</i>	26. <i>External relations</i>	27. <i>Common foreign & security policy</i>
28. <i>Financial control</i>	29. <i>Financial & budgetary provisions</i>	30. <i>Institutions</i>
31. <i>Other</i>		

注：■は暫定終了。

(2) 中小企業政策における国家支援（National Aid）の問題

加盟交渉における上記のような中小企業政策の扱いは、中小企業を育成し雇用の確保をはかるという政策の原則ないし枠組みについて合意したということ意味するにすぎない。実際の支援方法に関わるインセンティブの範囲や条件は、EU においては国家支援（National Aid）に関わる問題であり、主として競争政策（Competition Policy）（および課税政策（Taxation））の枠組みに属する問題とされている。これらの政策に係る章は、「スクリーニング」において協議が継続中である。

1) 競争政策と国家支援

EC 条約第 92 条第 1 項は、「加盟諸国もしくは国家資源によって与えられる支援は、それが特定の企業や財の生産に利することによって競争を歪めたりもしくは歪める恐れのあるものについては、それが加盟諸国間の貿易に影響を与える限りにおいて、いかなるものであれ域内市場（common market）には適合しない。」と規定しており、同条第 2 項および第 3 項において、適合可能な国家支援の性質について述べている。EU 委員会は、これに基づいて、加盟諸国が国家支援を行おうとする場合は、特定のケースを除き、全て同委員会に事前報告を行い、その承認を得ることを義務付けている。

しかし、EU において中小企業の役割の重要性と支援の必要性が強く認識されるに従い、国家間の貿易に影響を与える可能性の少ない中小企業に対する国家支援については、一定の条件内で国家支援規制についての免除規定が与えられることになった。それは、1992 年に導入された *de minimis rule* を新たに修正したものに合わせて、99 年に一群の「ブロック免除規定」として与えられた以下のようなものである。

<ブロック免除規定>

① *de minimis rule*

- ・ 国家が 1 企業に対して、3 年以上にわたって総額 100,000 ECU を超えない額の直接支援を与える場合については、EU 委員会に対する事前報告を要しない。
- ・ この上限は、*de minimis* とみなされる全ての公的支援の総額について適用されるとともに、この支援を受ける企業が、EU 委員会によって認められた他のスキームによる支援を受ける可能性に影響を与えるものではない。
- ・ この上限は、本ルールから除外される輸出支援を除いて、その形態と目的を問わず、全ての種類の支援に適用されるものとする。

上記のとおり、支援の形態はグラント（現金）、ソフト・ローン、課税の減免（tax allowance）、融資保証等多様であり、その資金源も国、地方自治体の財源にとどまらず、EU 構造基金や欧州地域開発基金（ERDF）の一部を当てることも可能である。

②SMEs に対する国家支援

本規定は 1996 年 4 月に EU 委員会によって採択された現行の中小企業の定義に適合するすべての業種の企業（ただし、EC および ECSC 条約によって国家支援策を別途規定された鉄鋼、石炭、造船、合成繊維、自動車、漁業および輸送の各業種を除く）に適用される。

中小企業の投資活動（企業の創設、拡張もしくは製品・生産プロセスの大幅な変更をとまなう活動、あるいは、倒産した企業の引き受け）に対して、以下のような条件で支援を行うことができる。

- ・ 国の地域支援 (regional aid) 政策の対象域外に立地する中小企業については、上記の投資活動にかかる費用の 15% まで（小規模企業）もしくは 7.5% まで（中規模企業）、補助金もしくは利子補給を与えることができる。
- ・ 地域支援政策の対象域内に立地する企業については、
 - EC 条約第 92 条(3)(c)の適用される地域（特定の経済活動もしくは経済地域の開発促進のための支援を行う地域）においては、同地域内の大企業に認められている通常の投資支援に加えて 10%ポイント（グロス）、総額ネットで 30% まで、
 - EC 条約第 92 条(3)(a)の適用される地域（平均生活水準が著しく低いか深刻な失業状態にある地域）においては、同 15%ポイント（グロス）、総額ネットで 75% まで、支援を与えることが可能である。
- ・ 研究開発や教育研修、コンサルタンシーといった無形の投資（バランス・シートに計上されるもの）についても、それらのパテントやライセンス、ノウハウ、技術知識の取得にかかる費用について、上記と同様の支援を行うことができる。
- ・ 経営、財務、新技術や公害管理、知的所有権保護等の領域における教育研修やコンサルタンシー・サービスの享受に係る費用（ただし、上記のバランス・シートに計上されるものや、恒常的なサービスの取得、日常の支出に係るものを除く）の 50%、場合によってはそれ以上について支援を行うことができる。
- ・ 特に家族経営のような中小企業で操業停止に迫られているような中小企業の取得については、前述の投資支援と同様の支援を与えることができる。
- ・ 環境保護、研究開発のための投資については、大企業に認められている通常の支援に加えて 10%ポイントの支援を与えることができる。

- ・ その他、雇用、中小企業同士の協力、文化促進と伝統維持等についても、貿易条件と競争市場に影響を与えない限り、適宜支援を与えることができる。

2) 課税政策と国家支援

競争政策の観点からは、企業に対する直接課税において何らかのインセンティブを与えることは有害とみなされている。しかし、上述のような免除規定に合致する限りにおいて、中小企業を中心とする投資や研究開発、教育研修等の活動に対して、課税の減免措置を含む国家支援を与えることは可能である。したがって、インセンティブの上限は、*de minimis rule* に該当する場合は 100,000ECU、それ以外の場合は投資コストに応じた規定の比率となる。

(3) ハンガリー中小企業政策と国家支援

中小企業政策における上位の政策枠組みについてと同様、その実施にかかるインセンティブについても、ハンガリー政府は上述の EU の国家支援ガイドラインを遵守することを表明している。1996 年には財務省の管轄下に **State Aid Monitoring Authority** が設置され、上述の EU 規定に則って国家支援政策の透明化と事前報告を行う体制が整えられた。また、法人税の減免措置についても、EU ガイドラインにしたがって投資額との関係でその上限（50～65%）が定められることになった。今後は国家支援政策についての詳細な目録の整備・更新とともに、現状の法整備状況では EU ガイドラインに合致していない地方政府による支援策について、国家支援策と同様の事前報告プロセスを整備することが課題になっている。後者の点について、ハンガリー政府は、2001 年 6 月末までに完了することを表明している。

ハンガリーの国家支援策の EU 規定への適合状況について、前述の **Regular Report** (1999 年) は以下のように述べている。

「国家支援のルールの効果的な試行を保証するためには、さらに努力が必要である。ハンガリーは、関連の EU 既存法規とのさらなる同化を確保するために必要な処置もとるべきである。センシティブな部門に与えられる援助を綿密に調査するための法的根拠に特別な注意を向けなければならない。財政支援等全ての間接的支援策に関する情報も含めることで、現在の支援目録をより包括的なものにすべきである。」

上記のとおり、国家支援については未だ課題も残されているが、加盟交渉において障害になる程のものではないと考えられている。むしろ注意すべきなのは、課税政策において、国家支援とは全く異なる文脈で、EU に対して 5 年の移行期間（transitional period）を設けることが要求されていることである。それは、いくつかの財およびサービスに対する税率の調整についてと、EU 加盟の外国企業およびその子会社に対する源泉徴収税の免除措置についてである。EU 加盟諸国からの投資に大きく依存するハンガリー経済にとって、後者の措置は財政収入の大きな減少を招くことから、ハンガリー政府は移行期間中 20%以下の源泉徴収を継続することを要求している。また、ハンガリーには約 110 の免税ゾーンが設置されているが、そうした免税ゾーンの利用拡大と、それらのゾーンに適用されるルールについて、EU 既存法規（*aquis*）への適合が求められている。

これらの問題がハンガリーの EU 加盟のタイミングにどの程度影響を及ぼすのかは、現時点では判断できないものの、少なくとも中小企業政策のあり方やその施策内容について影響を及ぼすとは考え難いと言えるであろう。

2.3.3 EU 加盟を考慮した中小企業政策の方向性

(1) 拡大 EU におけるハンガリー経済の位置づけ

1) 概況

EU 加盟 15 ヶ国と、中東欧加盟候補諸国の中では EU への第一陣加盟が期待されるポーランド、チェコ、ハンガリー、スロヴェニアの基礎的なデータを比較表示すると以下のとおりである。

ハンガリーは、人口規模ではベルギー、ギリシャ、ポルトガル、チェコと概ね同等であるものの、GDP 規模では、チェコを除けばこれらの国に遠く及ばない位置にある。1 人当たり GDP（PPS 表示）で見ても、19 ヶ國中下から 2 番目であり、EU 諸国とは相当な格差がある。すなわち、加盟候補諸国の中では経済先進国の地位にあるハンガリーも、EU 加盟後は最貧国の一つに転落することになる。

表 2.3-3 EU15 ヶ国と東欧 4 ヶ国の経済指標比較 (1998 年)

	人口	面積	GDP	1人当り GDP	GDP成長率 (2)	インフレ率	失業率	輸出に占める EU シェア	輸入に占め るEU シェア
(単位)	1000人	1000km ²	10億ECU	PPS(1)	%	%	%	%	%
ベルギー	10,192	31	223.1	22,542	2.9	0.9	9.5	75.8	70.9
デンマーク	5,295	43	155.8	22,082	2.7	1.3	5.1	67.1	70.3
ドイツ	82,057	357	1,921.8	21,797	2.2	0.6	9.4	56.4	58.3
ギリシャ	10,511	132	108.6	13,330	3.7	4.5	10.7	50.7	65.1
スペイン	39,348	505	520.2	16,289	4.0	1.8	18.7	70.5	68.5
フランス	58,727	544	1,297.4	19,956	3.2	0.7	11.7	62.4	67.6
アイerland	3,694	69	75.9	21,668	8.9	2.1	7.8	70.1	61.5
イタリア	57,563	301	1,058.7	20,286	1.3	2.0	12.2	56.2	61.6
ルクセンブルグ	424	3	16.4	35,489	5.0	1.0	2.8	75.8	70.9
オランダ	15,654	41	349.7	22,754	3.7	1.8	4.0	78.8	57.7
オーストリア	8,075	84	188.5	22,432	2.9	0.8	4.7	62.9	73.3
ポルトガル	9,957	92	97.6	14,986	3.5	2.2	5.1	81.6	77.0
フィンランド	5,147	338	114.8	20,522	5.0	1.4	11.4	56.1	65.7
スウェーデン	8,848	411	212.0	20,575	3.0	1.0	8.3	57.9	69.2
イギリス	59,090	242	1,252.8	20,613	2.2	1.5	6.3	58.0	53.3
ポーランド	38,667	313	140.7	7,865	5.0	11.8	10.6	68.3	65.9
チェコ	10,290	79	50.1	12,100	2.3	10.7	6.5	64.2	63.3
ハンガリー	10,092	93	42.4	9,881	5.1	14.3	7.8	72.9	64.1
スロバキア	1,978	20	17.4	13,713	3.9	7.9	7.9	65.5	69.4

注：(1)Purchasing Power Standards (2)対前年比

出所：Eurostat

2) EU 市場における競争力

表 2.3-3 から分かるように、ハンガリーの対外貿易に占める EU の比重は、他の加盟候補諸国と比較すると、特に輸出において高い。ハンガリーの地域別の輸出入動向をみると、輸出入とも中東欧諸国の比率が低下する一方で、EU 諸国の比率が一貫して増加していることが分かる。

EU と Association Agreement を結んでいるハンガリーは、EU 準加盟国としての位置付けを与えられている。たとえば、EU 域外諸国の企業が EU 域内で部品を調達し、その最終製品を EU 市場で販売する場合、域内からの一定の部品調達率をクリアすると特恵関税を与えられる (EURO 1) が、ハンガリーはこの EURO 1 が適用される域内市場として扱われている。

EU 加盟にあたっては、ハンガリーが EU 以外の諸国と結んでいる自由貿易協定 (CEFTA、EFTA 諸国との協定、およびその他の諸国 (トルコ、イスラエル、エ

ストニア、リトアニア)との協定)を破棄する必要があるが、上記のような状況からすると、そのマイナスの影響はほとんどないといってよい。

表 2.3-4 地域別輸出入の推移

(単位 USD million、カッコ内は%)

輸出								
	先進国	EU諸国	開発途上国	中東欧諸国	その他	総額		
1996	11,958 (76.2)	10,949 (69.7)	504 (3.2)	3,117 (19.8)	125 (0.8)	15,704		
1997	14,802 (77.5)	13,602 (71.2)	509 (2.7)	3,659 (19.2)	130 (0.7)	19,100		
1998	18,470 (80.3)	16,782 (72.9)	745 (3.2)	3,656 (15.9)	134 (0.6)	23,005		
1999	20,968 (83.8)	19,068 (76.2)	785 (3.1)	3,103 (12.4)	156 (0.6)	25,012		
輸入								
	先進国	EU諸国	開発途上国	中東欧諸国	その他	総額		
1996	12,955 (71.4)	11,301 (62.3)	1,091 (6.0)	3,851 (21.2)	247 (1.4)	18,144		
1997	15,430 (72.7)	13,326 (62.8)	1,505 (7.1)	3,958 (18.6)	342 (1.6)	21,234		
1998	19,200 (74.7)	16,479 (64.1)	2,147 (8.4)	3,885 (15.1)	475 (1.8)	25,706		
1999	20,904 (74.6)	18,049 (64.4)	2,442 (8.7)	4,008 (14.3)	654 (2.3)	28,008		

出所：Hungarian Statistical Office, Ministry of Foreign Affairs

表 2.3-5 主要国別輸出入割合の推移

(単位%)

			1996	1997	1998	1999
輸出	EU諸国	ドイツ	29.0	37.2	36.6	38.3
		オーストリア	10.1	11.5	10.6	9.9
		イタリア	8.0	6.2	5.8	6.0
	CEFTA諸国	ポーランド	3.0	2.7	2.3	2.1
		チェコ	2.2	1.7	1.6	1.6
		スロヴァキア	1.9	1.4	1.4	1.2
		ルーマニア	2.1	1.7	1.0	1.9
	CIS諸国	ロシア	5.9	5.1	2.9	1.4
	その他	米国	0.2	3.2	4.5	5.2
		日本	0.8	0.5	0.4	0.3
		中国	0.1	0.1	0.1	0.3
輸入	EU諸国	ドイツ	23.6	26.9	28.2	29.8
		オーストリア	9.5	10.6	9.6	9.2
		イタリア	8.1	7.4	7.6	7.7
	CEFTA諸国	ポーランド	1.8	1.7	1.8	2.1
		チェコ	3.0	2.4	2.2	1.9
		スロヴァキア	2.4	1.9	1.7	1.7
		ルーマニア	0.9	0.7	0.5	0.8
	CIS諸国	ロシア	12.5	9.2	6.5	5.3
	その他	米国	3.5	3.8	3.9	3.5
		日本	2.2	3.3	3.8	3.9
		中国	1.2	1.4	1.7	2.1

出所：IMF

次に、ハンガリー製品の EU 市場での競争力を見るために、RCA (revealed comparative advantage : 顕在比較優位) 指標^{*8} の値の変遷を見ると、次のことが明らかになる^{*9}。すなわち、ハンガリーは EU 市場における主力輸出製品を、農業製品から工業製品にシフトしている。工業製品の中でも、近年は皮革製品や靴、金属製品等といった労働集約的な製品から、非電子機械や電子機械製品、さらに輸送機械といった資本財的な製品に比較優位が移りつつある。

これらのデータから明らかなことは、ハンガリーは近い将来実現するであろう拡大 EU 市場において経済規模では下位に位置するものの、EU 市場への浸透度を高めており、既にいくつかの高付加価値工業製品の分野では、統一市場における競争圧力に耐える準備ができているということである。ただし、このことがただちにハンガリー中小企業の EU 市場における競争力を意味する訳ではないことに注意する必要がある。

^{*8} ある国の財 j の RCA は、その国の輸出に占める j のシェアを、世界貿易全体に占める j のシェアで除すことによって求められる。RCA の値が 1 より大きいとき、その国は財 j について「顕在比較優位」を持つとすることができる。ここでは、世界貿易全体でなく、EU の貿易量に占める j のシェアを用いている。

^{*9} Bartłomiej Kaminski, "Hungary's Integration into EU Markets: Production and Trade Restructuring", World Bank Policy Research Working Paper No. 2135, June 1999.

表 2. 3-6 対 EU 輸出主要製品の RCA 値の推移

	1994	1995	1996	1997
All food products	1.51	1.26	1.17	0.95
Agricultural materials	0.87	0.67	0.67	0.73
Textile fibres	0.33	0.25	0.26	0.32
Ores, Minerals and Metals	1.07	1.06	0.79	0.72
Energy	0.24	0.22	0.23	0.06
All Manufactured Goods	1.08	1.12	1.16	1.25
Chemical elements	1.22	1.07	0.99	0.83
Leather and goods	3.09	2.57	2.47	2.19
Wood manufactures	1.55	1.69	1.63	1.51
Textile Yarn and fabric	0.93	0.92	0.87	0.69
Iron and Steel	2.49	1.81	1.75	1.26
Metal manufactures	1.93	1.85	1.87	1.68
Non-electric machinery	0.72	1.07	1.17	1.64
Electrical machinery	1.18	1.17	1.41	1.52
Transport equipment	0.45	0.83	0.88	0.93
Furniture	2.54	2.49	2.58	1.53
Clothing	2.01	1.63	1.62	1.35
Footwear	2.11	2.00	1.91	1.73
Scientific instruments	0.20	0.24	0.25	0.27
All goods	1.00	1.00	1.00	1.00

出所：Kaminski[1999], p.16. 原データは UN COMTRADE database.

(2) EU 加盟のインパクト

ハンガリーにとっての EU 加盟は、現況の比較優位を活かして競争力を高めることで先進諸国との経済格差を縮小し、欧州の経済発展から取り残されることを回避するために唯一不可欠の方法であるが、以下のように、EU への加盟によって新たに期待できるメリットも存在する。

1) EU による制度的支援

ハンガリーは既に EU による加盟前支援（PHARE プログラム）によって、年間 9,600 万 EURO の資金援助を受けているが、産業構造全体の調整のためには必ずしも十分な額ではない。しかし、EU 加盟後は、Structural Fund（特に European Regional Development Fund :ERDF）や Cohesion Fund によるより大規模な資金援助を受けることが期待できる。

前者は経済開発の遅れた地域に対する資金援助であり、2000 年から 2006 年の間に総額 1,584 億 EURO の予算が用意されている。この ERDF の対象となる地域は、前節でふれた中小企業に対する国家支援の上限が高めに設定されている地域でもある。後者は EU 加盟諸国平均 GDP の 90%を下回る国（現在はスペイン、ポルト

ガル、アイルランド、ギリシャ) に主としてインフラ整備のために支給される資金である。この Cohesion Fund から、現在、もっとも割当ての少ない(総額の 2~6%) アイルランドでも年間約 5,000 万~1.5 億 EURO の資金援助を受けていることから、さらに経済規模の小さいハンガリーでは(他の加盟候補諸国と同様に)、より大きな資金援助を受けることが期待できる。

2) 地勢的メリット

ハンガリーは、EU への加盟によって EU 内の境界部分に位置することになる。既にオーストリアの EU 加盟によって、ハンガリーは EU と非 EU の境界に位置し、両者のゲートウェイ的な役割を果たしてはいるが、EU への加盟によって、そのゲートウェイ的役割はより経済格差の大きい旧ソ連・バルカン諸国と EU を結ぶものとして機能することになる。EU 地域政策で推進されているボーダー・トレードの発達(当然ながら EU 諸国との国家間貿易に比較できる程のボリュームは期待できないが) と、これに付随する形での国境地域におけるインフラ整備、さらに、これらの非 EU 諸国とドイツやオーストリア等 EU 内主要市場とを結ぶ輸送・情報インフラ整備が期待されるであろう。

(3) EU 加盟を考慮したハンガリー中小企業政策の方向性

EU 加盟について、ハンガリー中小企業政策の枠組みおよび施策内容は、少なくとも EU ガイドラインへの法的な適合性というレベルにおいては、既にみたように殆ど問題が認められない。

EU 加盟を考慮して、むしろ今後検討されなければならないことは、EU 第 4 次企業プログラムのもつ方向性と、EU 市場におけるハンガリーの競争力についてである。既述のとおり、EU 第 4 次企業プログラムは、e-ビジネス、ニュー・エコノミーへの企業の適応に最大の関心を向けている。また、政策の実効性を増すために、政策パフォーマンスのベンチマーキングや成功事例の収集等モニタリングに注力しており、プログラム参加諸国はこうした施策をこれまで以上に徹底して実行することを要求される。

換言すれば、これまでの総花的な施策メニューの実施とそれらへの直接的な財源投入という方法を修正し、可能なかぎり「誰かの」成功的なビジネス・モデルを効率的に普及・活用しようとするものである。こうした環境下で政府が優先的になす

べきことは、とりわけ e-ビジネスの領域にあっては、戦略的な企業グループの形成やターゲット企業・業種の設定という外部からの直接的な働きかけというよりも、柔軟で迅速な企業の活動を可能にするような規制緩和であり、多用な資金調達ニーズの充足であろう。また、できるだけ多くの「成功事例」を発信し、政策のパフォーマンスを向上させることも重要である。

次に、ハンガリー経済は、EU 統一市場の中で一定の競争力を得つつあると言ってよい。その担い手は、多国籍企業と一部の国内大企業、そしてこれらの企業と下請関係を築いた少数の中小企業である。しかし、EU 第 4 次企業プログラムが近年の経済構造の大きな転換に瞠目していることが物語っているように、これまでに得た競争力と市場が今後も維持される保証はないといってよい。すなわち、上記の企業が従来の事業領域で競争力を維持できるとは限らないし、反対に、これまで EU 市場とは縁のなかった地場中小企業が EU 市場への参入を果たし得ないとも限らない。こうした状況下では、業種を問わず情報化の推進とそれを活用しうる人材の育成が最低の必要条件となろう。

さらに、EU 加盟による制度的なメリットを最大に享受しようとすれば、中小企業振興を地域開発とセットで推進し、EU の Structural Fund や Cohesion Fund を活用すべきである。支援対象地域に立地する中小企業への国家支援は、それ以外の場所におけるよりも上限が高く設定されていることは既にみた通りであり、地域開発と手厚い中小企業支援を同時に行うことが可能になる。

2.4 中小企業施策の問題点と方向性

2.4.1 アンケート調査の結果

3.4 節で述べる情報技術に関するアンケート調査を実施した際に、中小企業の抱える問題点につき設問を 1 つ加えておいた。その結果を下記に示す。調査方法は 11 個の項目から自社が直面する問題点を 3 項目選択してもらい、その順位（1 位、2 位、3 位）もつけてもらった。下表は 1 位に 3 点、2 位に 2 点、3 位に 1 点を与え集計し、点数の多い順に並べたものである。なお対象企業は従業員 10 人以上 300 人未満の製造業で当設問に答えた企業数は 96 社である。

表 2.4-1 PROBLEMS FACED BY SMEs

Order	Particular	Points
(1)	Modernization of machinery and equipment	167
(2)	Strengthening of market activities	76
(3)	Financial support by institutional credit facilities	70
(4)	Transfer and modernization of production technology	67
(5)	Up-grading of quality control technology	57
(6)	Up-grading of capabilities of manpower	52
(7)	Others	29
(8)	Promotion of direct export of parts/components	9
(8)	Strengthening of various technical institutions	9
(10)	Diversification of purchasing channels for materials, parts, etc.	8
(11)	Education of management/entrepreneurs	3

表 2.4-1 から次の事が言えよう。企業の直面する最大の問題点は、他を大きく引き離して「機械設備の近代化」である。ついで「市場開拓」「金融支援」「生産技術の近代化」の順位になるが順位間のポイントの差はそう大きくない。第 5 位が「品質管理技術の向上」、第 6 位は「人材開発」となる。あとの問題点はポイントが急激に小さくなるので、上の 6 項目が主要な問題点であると見なすことができる。

なお表 2.4-1 の(7) Others の回答を選択する場合、理由を記述することになっている。このうちから政府に対する要望を拾い出してみると不公平税制の是正、雇用にかかる負担金の削減、保護関税の適用、EU への特恵輸出の拡大、などの要望が挙げられている。

2.4.2 ハンガリー中小企業が抱える問題点

ハンガリー中小企業施策の方向性を考える上で現状の問題点を整理しておく。

(1) 経営基盤の脆弱性

国内中小企業の歴史は浅く、その大半が 1989 年以降に設立されている。しかもその約 80%は零細企業および個人事業主（Solo Proprietorship）、いわゆる自営業で占められており、その中には実態のない企業も相当数含まれている。一方、従業員数 10 人以上の企業は約 3.5%を占めているにすぎない。このように歴史が浅く、比較的規模の小さい企業が大半を占めていることから、国内中小企業に共通する最大の問題は「経営基盤の脆弱性」にあると言える。このことはヒト・モノ・カネ、あるいは情報など全ての経営要素において指摘できる。

(2) 市場開拓と資金調達の困難性

経営基盤の脆弱性の問題をさらに分析してみると、アンケート調査にみる通りその最大の要因は「市場開拓」と「資金調達」の困難性にあることが大半の中小企業に当てはまる。「市場開拓」は、もともと国内市場が小さいこと、体制改革により対象市場が変わったこと、新たな市場についての情報不足、適応不足、などが背景にある。さらに市場開拓にあてる人材を雇用する余裕がないという事情もある。これは中小企業の宿命とも言える問題である。一方、「資金調達」の困難性は担保力の不足による金融機関からの融資受け入れの困難性、担保制度の法的整備が不十分であること（限界性）、キャッシュフロー重視の審査による零細・中小企業の排除、制度金融自体の未整備などがあげられる。

(3) 旧式な設備、生産方式

前節で示したアンケートで中小企業は問題点として機械・設備の近代化を断然 1 位で指摘している。また生産技術、品質管理技術の向上についても多くの企業がその必要性を感じている。事実、外資の導入が進んだ分野は比較的、設備、生産技術の近代化が図られているものの、旧国営企業の分割によって生まれた中小企業、あるいは旧国営企業での経験をもとにスタートした中小企業などは、総じて設備の老朽化、生産管理技術の遅れなどが見られる。設備の更新については先に指摘した市場の確保や、資金調達の問題も関連している。

(4) 社会保険額など公的費用の重荷

業界団体へのヒヤリングにおいて、中小企業が抱える問題点として共通的に指摘された問題点の一つが、公的費用の負担の重さである。これは、社会保障や税負担が企業規模にかかわらず一律的であることにより中小企業経営者が持つ不公平感とも言える。実際、限られた原資の中で、公的費用の一律負担は中小企業の資金的余裕を奪う一因ともなっている。既に政府は税や社会保障関連の軽減化の可能性を検討し始めているが、EU 加盟への制度整備としても早急な対応が必要な問題である。

2.4.3 法律・施策上の問題点と方向性

(1) 中小企業定義上の問題点

中小企業施策の対象者（企業）は法的に裏づけされた中小企業の定義をその根拠とする。逆を言えば、区分された中小企業の範囲を対象として異なる対応（施策の詳細化）が図られることになる。従って、施策を詳細化すればするほど、拠って立つ企業定義の分類も明確化されねばならない。例えば、製造業と商業では同じ従業員数の中小企業であっても、セクター内での企業規模の位置付け、あるいは施策の受益者が求めるニーズは当然異なる。このことは、現在、中小企業振興施策として先行している下請企業振興策をそのまま商業セクターに適用しても、効果が薄いものと同様である。この意味で、現行の定義にはセクター別要素が反映されるべきであろう。少なくとも、工業と商業・サービス業は異なる定義とすべきである。

(2) 中小企業施策における戦略的思考の導入

ハンガリーにおいて中小企業振興施策そのものが 1990 年代後半になって体系化され、具体的な施行段階にある。基本的には EU のガイドライン等が下敷きとなって政策が策定されている。従って、その戦略性を議論するのは早計かもしれない。また、現時点ではまだ具体化されていないが、下請振興策の一環としてクラスター開発構想が検討されており、そこには戦略的な考えを見ることが出来る。

今、ハンガリーの工業開発に求められているものは EU 加盟後も競争力を持ちうる、国内産業構造の改革・強化を図ることである。EU 諸国も各国が EU ガイドラインの枠組の中で独自の開発戦略を持っている。従ってハンガリーもまた自国の事情に適したより明確な開発戦略を定め資源の集中を図るのが望ましい。そのためには振興対象を定め、目的に応じたインセンティブの導入など、振興支援策、体制作りなど

をもっと体系付け、戦略性のあるアプローチがとられなければならない。ハンガリー中小企業施策の特徴の1つはEUの産業政策ガイドラインを極めて意識した内容となっている点である。EUへの正式加盟を控え、ある意味では当然のことである。しかし、一方で、ハンガリー固有の事情に基く産業政策を打ち出せるのはEU加入前の今の時期しかない。その意味で、中小企業施策においても強化すべき分野の特定とそれへの集中的な資源配分がもっととり入れられても良い。

(3) 市場開拓への支援促進

中小企業が抱える問題のうち、「資金調達の困難性」については融資額の確保、信用補完制度、ベンチャーキャピタルなどが部分的にはあるが1990年代初めより整備されつつある。一方、「輸出市場開拓」への支援についてはWTO規制との絡みもあり、政府の施策としてはこれまでのところ限られている。もちろん通商促進の担当機関であるITD-Hは積極的にこの問題に取り組んでいる。しかし今のところ国内の中小メーカーに対し細かに対応するには限界がある。大半の部品メーカーにとって、国内市場へ供給するだけでは採算がとりにくい、現在、下請振興を進めている自動車や電気・電子産業においても同様である。いわゆる経済規模に達する生産をなすには輸出市場の開拓がハンガリーの工業開発においては必要である。この意味で、経営資源に劣る中小企業に対し、EU競争政策(Competition Policy)の枠組みの中で、どのような公的支援を行なえるかを検討し、早急に市場開拓支援施策の多様化を図るべきである。

(4) 中小企業指導事業における問題

ここ数年の間に企業のハード面での環境整備は格段に進んでいると言える。工業団地は既に全国に100を超え、インキュベーションハウスも52ヶ所に開設されている。これからはこれら施設をいかに活用するかが課題となる。一方、現在具体化されている中小企業施策を見ると、有効性はともかくとして金融対策支援が最も充実している。一方で中小企業施策の主要な柱の一つである指導事業はこれまでのところ、その需要を満たすだけの十分なメニューが用意されていない(アンケート結果参照)。更に言えば、指導事業を支援するコンサルタントの育成や施設の充実、財源の確保面での整備が遅れている。指導事業の分野としては特に、下記の分野における企業診断、技術指導、情報提供などの充実化が図られるべきである。

a) 経営技術向上、EU規制への習熟、企業家精神の涵養

- b) 中小企業の活動、経営向上に資する振興策
- c) 技術、市場、EU 規制等の情報提供
- d) 下請け関係の構築、強化
- e) イノベーション能力の拡大
- f) 国内・外市場の開拓支援
- g) 共同研究、共同開発の促進

2.4.4 組織・体制上の問題点と方向性

現在、中小企業振興政策立案の中心的役割の担っている行政部局は経済省の SME Promotion Department と National Subcontracting Program Office である。2000 年 9 月末時点で、職員数は前者が 11 名、後者は 2 名にすぎない（現在増強が図られている）。経済省全体が 420 名と管轄する分野を考えると少数精鋭の体制をとっているが、それにしても中小企業振興にかかわるスタッフは少ない。一方、中小企業関連予算は 1998 年以降、増加傾向にあり、2000 年度の SME Target Fund は経済省全体の予算の 11.3%（52 億フォリント）を占めている。しかしそれでも、現在なすべき中小企業振興策からすれば十分とは言えない金額である。9 月の調査時点では経済省として中小企業振興の重要性から、今後、出来る範囲で人員、及び予算の増加を図っていく方針と聞く。これら限られた資源を有効に使うと共に、多国籍企業など民間を含む外部機関の活用が中小企業振興においては重要となる。

(1) MVA の役割の見直し

1990 年代における中小企業振興施策として PHARE プログラムが果たした役割は、中小企業施策そのものが未整備であったハンガリーにおいて、際立っていた。また、プログラムを実際にとり行った MVA ネットワークの働きも零細・小企業の支援機関として評価できるものである。しかし、一方で、PHARE プログラムを取り扱った MVA 自体のハンガリー国内における位置付けは、あくまで PHARE プログラム実施調整機関としての役割にすぎない。従って、その将来は PHARE 資金の動向によって左右される面が強い。一方、ハンガリー政府は今年から独自の国内中小企業振興の実施体制を整備しつつある。第 2 章の図 2.2-2 で示したように MVF をプログラム実施の調整機関としての位置付けを鮮明にすることにより、今後の中小企業施策の監督・監理と実施機関の区分けが明確となった。その中で、これまで PHARE プログラ

ム実施調整機関として機能してきた MVA の役割を見直す必要が生じている。新たな振興体制の中で、これまでの経験を活用する道を探さねばならない。

(2) プログラム実施機関の脆弱な経営基盤

中小企業振興プログラムを実施する大半の機関が公益法人（Foundation あるいは Public Company）の形態を取っている。設立時の資本金は政府や公的機関の負担によるものが多いが、その後の運営経費は独自に手当てされねばならない。すなわち、プログラム毎に政府や外国機関、あるいは民間企業からの委託の形をとっており、各実施機関が恒常的な財源を持っているわけではない。従って、プログラム実施を受注しない限り、収入が無いことになる。公益法人としての性格上、利潤を第 1 に追求するものではないが、組織運営や活動資金のための収益確保は機関として必要なことである。所謂、組織としての Self-finance 強化をどのように図っていくか、あるいは発注する政府側も全てをテnder方式にするのではなく、プログラム方式で継続的な業務実施が可能となる方法の導入など、今後の課題である。

(3) 施策実施ルートとしての業界組織活用

中小企業振興の体系化を図る上で重要な分野の一つが、企業あるいは業界の組織化対策である。政府が具体的な施策をなす上で、その受け皿として機能的な業界組織の存在は施策を有効ならしめる為にも必要である。ハンガリーは歴史的に見ても職能別での企業組織化が進んだ国である。中でも HCCI や、業界 4 団体である KISOSZ、IPOSZ、OKISZ、AFEOSE などは新体制下においても企業を代表する組織として活動している。しかし、社会主義体制下での政府庇護団体としてではなく、組織として、自らの力で会員企業の擁護団体として活動していくことが求められている。また、会員として、近年増加した外資系企業をどのように取り入れるかも課題である。これらは業界団体側にとっての課題であるが、政府側にとっても、これらの業界団体のネットワークを施策実施のためのチャネルとして有効に活用していくことを更に検討する必要がある。

(4) 経済省の地域振興体制構築

経済省の地域における産業開発体制はこれまで外部機関を通じて主に行われてきた。Regional Development Corporation (RDC)、Local Enterprise Agencies (LEA)、あるいは国内各所にある Incubation Houses などである。この他投資への利子補填としての ITD-H や、金融機関なども側面から支援を行っている機関といえる。し

かしここで不足しているのは経済省として、地方における中小企業振興政策を全体的に監理し、戦略的な判断を行える地域統括本部の存在である。更に言えば、地域の事業所の実態把握、地域経済状況の分析などの機能も本来経済省の地方組織が担うべきであろう。経済省の中小企業振興予算が、開発政策や戦略と密接な関係を持って出来れば末端まで同じパイプラインを流れていくのが望ましい。経済省はRDCを管轄する機関として設立した **Regional Development Holding Company (RDHC)** を今後、地域産業開発体制での要にする考えであると聞く。ここで述べた経済省本来の役割がどこまで RDHC に移転できるかが当面の体制作りの課題となる。